

業務の概要及び実績

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、研修、福利厚生その他、厚生労働省が所管する国家試験業務及び東北厚生局が保有する行政文書の情報公開等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(3) 実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 開示請求件数 | 689 件 | 564 件 | 437 件 | 590 件 | 601 件 |
| 開示件数 | 667 件 | 543 件 | 430 件 | 584 件 | 583 件 |

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 開示請求件数 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 0 件 | 0 件 |
| 開示件数 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 0 件 | 0 件 |

3 国家試験業務

(1) 概要

受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っており、平成 25 年度においては、6 種の国家試験を実施しました。

なお、平成 22 年度まで地方厚生局で実施していた臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士の 5 試験については、当年度から「市場化テスト」として受託民間業者により実施されました。

(2) 実績

平成 25 年度 国家試験実施実績（東北厚生局実施分）

| 国家試験名 | 試験日 | 受験地 | 出願者数 []内は 24 年度実績 | 受験者数 (名) | 合格者数 (名) | 合格率 (全国) (%) |
|---------------------|--|------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------------|
| 第 108 回 医師国家試験 | H26. 2. 8 (土) H26. 2. 9 (日) H26. 2. 10 (月) | 宮城県 | 631 [586] | 606 | 576 | 95. 0 (90. 6) |
| 第 107 回 歯科医師国家試験 | H26. 2. 1 (土) H26. 2. 2 (日) | 宮城県 | 280 [284] | 212 | 108 | 50. 9 (63. 3) |
| 第 100 回 保健師国家試験 | H26. 2. 14 (金) | 宮城県 青森県 | 1, 193 [1, 198] | 1, 174 | 1, 082 | 92. 2 (86. 5) |
| 第 97 回 助産師国家試験 | H26. 2. 13 (木) | 宮城県 青森県 | 147 [169] | 144 | 142 | 98. 6 (96. 9) |
| 第 103 回 看護師国家試験 | H26. 2. 16 (日) | 宮城県 青森県 | 4, 257 [4, 114] | 4, 084 | 3, 622 | 88. 7 (89. 8) |
| | ※ H26. 3. 19 (水) | 宮城県 | | 179 | 145 | 81. 0 (86. 0) |
| | 看護師計 | | 4, 257 | 4, 263 | 3, 767 | 88. 4 (89. 6) |
| 第 99 回 薬剤師国家試験 | H26. 3. 1 (土) H26. 3. 2 (日) | 宮城県 | 1, 005 [959] | 805 | 487 | 60. 5 (60. 8) |

※大雪による公共交通機関の遅延等のため、試験時間に間に合わなかった受験者等を対象にした追加試験。

4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却

（1）概要

社会保険庁廃止に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、平成 22 年 1 月 1 日より当該財産の所在地を管轄する地方厚生局が管理することになりました。

この国有財産の取扱いについては、年金事業に供する行政財産としての用途を廃止することで普通財産とし、国有財産法第 8 条及び国有財産施行令第 4 条に基づき、特別会計にかかる普通財産については、当該財産を所管する各省各庁の長である地方厚生局長が、国有財産部局長として、財産を適切に維持管理し、売却の手続きを行うこととされております。

東北厚生局では、38 物件を引継ぎ、総務課が担当となって管理、営繕、売却手続き等を行っています。

また、厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成 22 年 9 月 7 日設置）」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により無駄の削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図る」こととされていることから、今後、より一層、売却に向けた業務の推進が求められています（資料編 1 (2) 参照）。

（2）業務内容

①国有財産の管理

1) 国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開（一件別情報）

2) 財産の維持管理

- ・ 防犯、看板の設置
- ・ 環境衛生、雑草駆除
- ・ 境界画定及び測量

3) 国有財産の貸付

- ・ 有償貸付、無償貸付

②国有財産の処分

1) 売り払い

- ・ 行政財産の用途廃止手続き
- ・ 不動産鑑定評価
- ・ 公用、公共用取得要望の有無の確認
- ・ 売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・ 財務省東北財務局への売払処分依頼（平成 25 年度は 15 物件）

2) 解体撤去

(3) 実績 (平成 22 年度～平成 25 年度)

| 項目 | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------------|------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 管理物件数 | | | | | |
| ①年度当初 | | 38 物件 | 38 物件 | 38 物件 | 32 物件 |
| ②年度末 | | 38 物件 | 38 物件 | 32 物件 | 21 物件 |
| (増減 ②－①) | | 0 | 0 | △6 | △11 |
| 売払処分等に 係る実績 (増減理由) | 一般競争入札の実施 | | | | |
| | ①実施回数 | 1 回 | 1 回 | 0 回 | 2 回 |
| | ②対象物件 | 11 物件 | 14 物件 | 0 物件 | 8 物件 |
| | ③落札 | 0 物件 | 0 物件 | 0 物件 | 3 物件 |
| | 財務局による売払処分 (平成 24 年度より開始) | | | 4 物件 | 7 物件 |
| | 建物解体撤去による管 理終了 | 0 物件 | 0 物件 | 2 物件 | 1 物件 |
| その他関連業務の 実績 | 行政財産の用途廃止 | 4 物件 | 0 物件 | 0 物件 | 0 物件 |
| | 公用、公共用取得要望 の有無の確認 | 11 物件 | 0 物件 | 10 物件 | 2 物件 |
| | 売り払いにかかる厚生 労働大臣承認申請 | 17 物件 | 0 物件 | 10 物件 | 2 物件 |
| | 貸付※ | | | | |
| | ①有償貸付 | 6 物件 | 6 物件 | 4 物件 | 3 物件 |
| ②無償貸付 | 1 物件 | 1 物件 | 1 物件 | 1 物件 | |

※①は電柱又は支線設置に係る貸付。②は市道としての貸付

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整、東北地方社会保険医療協議会の庶務、医療の安全に関する取組みの普及及び啓発に関すること等の業務を行っています。

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

企画調整課は、東北厚生局の所掌する事務に関する総合的な企画立案や調整として以下のような業務を行っています。

(1) 事業計画の策定及び進捗管理

東北厚生局においては、各課、各事務所は毎年度、事業ごとに計画を立て、それを実行し、結果を評価し、問題点があれば改善できるよう事業計画を策定しています。平成25年度は、策定した計画の進捗管理、評価及び改善点を明確にするため、年3回の幹部ヒアリングを行いました。

・ヒアリング実施日程

| | |
|----|------------------------|
| 期首 | 平成25年3月8日～平成25年3月13日 |
| 中間 | 平成25年10月9日～平成25年10月24日 |
| 期末 | 平成26年3月19日～平成26年3月25日 |

(2) 事業年報の編集

平成25年度における東北厚生局の業務概要を取りまとめ、事業年報として東北厚生局ホームページに掲載しました。

(3) 拡大幹部会議の開催

局内において毎月開催される拡大幹部会議の開催案内、会議資料の作成、議事概要の作成及び配布を行っています。(平成26年度より幹部会議)

(4) 東北厚生局ホームページの運用管理

東北厚生局ホームページの運用を総括するとともに、ホームページの作成から公開まで管理することができるCMS(コンテンツマネジメントシステム)の運用管理を行っています。

(5) テーマ別研修等の企画及び実施について

東北厚生局の職員を対象に、所管行政に関する制度や施策、現場の状況を十分に理解し、業務を適切に遂行できる人材を育成するため、各種研修を企画し、実施しました。

・職員に対するテーマ別研修実施状況

| 日付 | タイトル | 内容 |
|----------------|-----------------|---|
| 平成25年4月11日、12日 | 各課業務紹介オリエンテーション | 新規採用者及び異動により東北厚生局に転入された方に向け、各課業務内容についてオリエンテーションを行う。また、講師担当者のスキルアップを目的とする。 |
| 平成25年5月1日 | 認知症サポーター養成講座 | 認知症を理解し、その人や家族を地域で見守ることのできる認知症サポーターを養成する。（福祉指導課 主催） |
| 平成25年5月22日 | CMS習熟研修 | 地方厚生局ホームページリニューアルから1ヶ月が経過し、各課において実際にCMSの操作を行っているところであるが、コンテンツを充実させるためにより多くの職員がCMSの操作について深く習熟する必要があることから、原則として各課のホームページ担当者及び新規転入職員を対象とし、初歩的なCMSの操作方法について確認を行うとともに、ホームページ作成のスキルアップを図ることを目的とした研修を行う。 |
| 平成25年6月17日 | 訟務基礎実務研修 | 行政庁が行う処分に対する取消訴訟等を提起された際に、迅速かつ組織的な対応をしていくことができるよう、裁判手続きの流れや答弁書及び準備書面の作成の仕方など、訴訟対応の基礎的実務について理解を深めることを目的とする。 |
| 平成25年9月27日 | 情報公開・個人情報保護制度研修 | 東北厚生局における情報公開制度及び個人情報保護制度の適切な運用を図るため、情報公開法・個人情報保護法の概要及び運用上の基礎的留意点等について理解を深める。 |
| 平成25年11月25日 | プレゼンテーション研修 | 聞き手に対して情報を効果的に伝達する技術について職員のスキルアップを図るとともに、プレゼンテーションの基盤である思考力・表現力の向上に資することを目的とする。 |
| 平成26年2月25日 | メンタルヘルス研修 | 個々人が正しい知識を持って心の健康を保ち、ストレスへの適切な対処法を身につけることを目的とする。 |
| 平成26年3月10日、12日 | 国家公務員倫理研修 | 職員一人ひとりが公務員倫理について、正しく理解し、行政運営に携わる意識の向上を図る。 |

2 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、案件ごとに集計し、厚生労働省の担当部局に毎月報告しています。

(平成25年度受付件数 9件：保険局6件、年金局1件、医薬食品局1件、障害保健福祉部1件)

3 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

・概要

医療の安全を確保することは、とても重要な課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会における検討や意見募集に寄せられた意見を踏まえながら、医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

東北厚生局においては、そのような仕組みの重要性についての国民の理解を求めるための活動を行っています。

4 東北地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法第1条第2項に基づき東北厚生局に設置された機関であり、委員20名で構成され、主に保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議しており、企画調整課は会議の運営に係る庶務を行っています。なお、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(2) 実績

① 協議会

協議会は、社会保険医療協議会法第6条において「正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。」とされており、平成25年度においては以下のとおり3回開催いたしました。

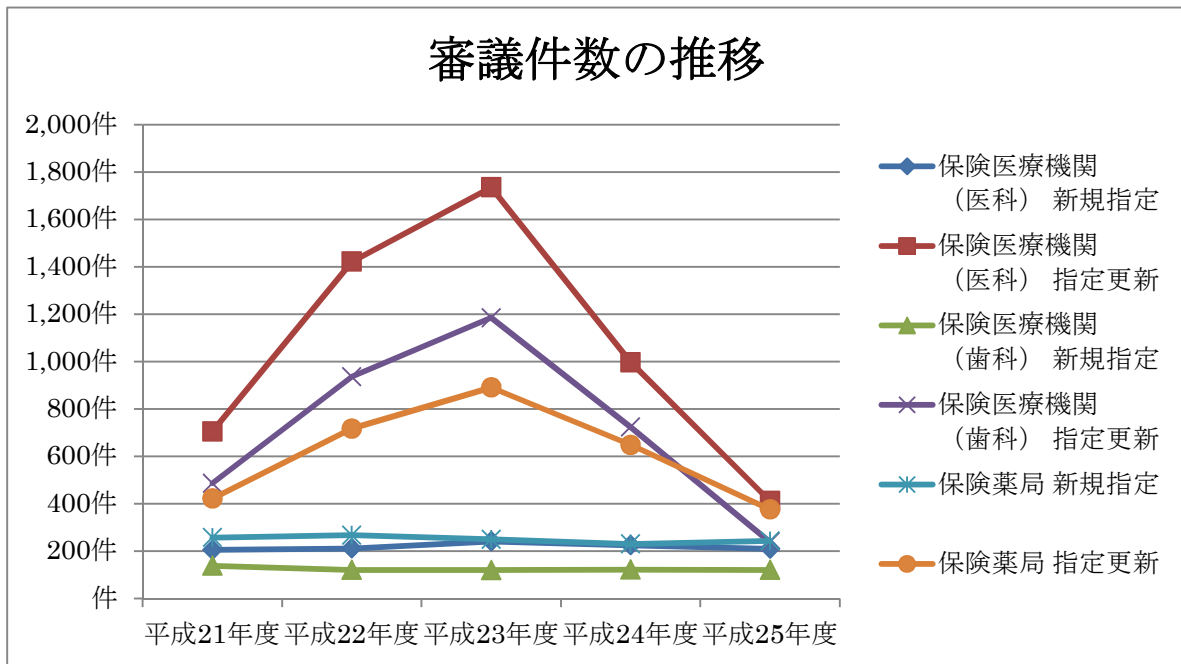
| 開催日 | 議題 |
|-------------|---|
| 平成25年9月17日 | ・部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について ・保険医療機関の指定の取消について ・その他 |
| 平成25年11月19日 | ・部会に属すべき委員及び臨時委員の指名並びに会長代行の選任について ・元保険医療機関の指定の取消相当について ・保険医の登録の取消について |
| 平成26年3月18日 | ・保険医療機関の指定の取消について ・保険医の登録の取消について |

② 部会

社会保険医療協議会令第1条第1項の規定に基づき、東北厚生局では各県ごとに部会を置いているところであり、毎月1回の開催において、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議を行っています。

・部会における審議件数

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保険医療機関 (医科) | 新規指定 | 205件 | 211件 | 241件 | 225件 | 210件 |
| | 指定更新 | 705件 | 1,422件 | 1,735件 | 997件 | 411件 |
| 保険医療機関 (歯科) | 新規指定 | 138件 | 121件 | 120件 | 122件 | 121件 |
| | 指定更新 | 486件 | 936件 | 1,185件 | 723件 | 238件 |
| 保険薬局 | 新規指定 | 257件 | 267件 | 250件 | 230件 | 243件 |
| | 指定更新 | 422件 | 717件 | 891件 | 648件 | 376件 |
| 合計 | 新規指定 | 600件 | 599件 | 611件 | 577件 | 574件 |
| | 指定更新 | 1,613件 | 3,075件 | 3,811件 | 2,368件 | 1,025件 |



③ 委員等の改選について

平成25年10月に半数改選を行い医療協議会委員12名、臨時委員15名について委嘱状を交付しました。その他、任期途中での交代により、2名の委員及び4名の臨時委員について、新たに委嘱状を交付しました。

5 東北圏広域地方計画について

(1) 概要

平成 17 年 7 月に制定された国土形成計画法に基づき、平成 20 年 7 月に国土の将来ビジョンとして全国計画が閣議決定されました。東北圏広域地方計画は、この全国計画の基本方針に基づき、東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）の地域特性を踏まえながら特色ある地域像を目指して平成 21 年 8 月に策定されたものであり、東北厚生局は東北圏広域地方計画協議会の構成員として当計画の策定に参画しています。

東北圏広域地方計画協議会では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により現行の広域地方計画の見直しが検討されているところですが、過去に実施した調査の成果について総括的評価を行うことを目的としたフォローアップを行うこととされたことから、企画調整課では、東北厚生局が実施した「東北圏における救急医療体制の課題分析等に関する調査」に関するフォローアップを行いました。

(2) 実績

・東北圏広域地方計画協議会検討会議幹事会

| 開催日 | 議題 |
|-------------------|--|
| 平成 25 年 11 月 21 日 | <ul style="list-style-type: none">・これまでの経緯について・東北圏広域地方計画の今後の進め方について・モニタリング指標について・国土強靱化の動向について・今後のスケジュールについて・その他 |

6 東日本大震災への対応業務のサポート

(1) 復興支援室

復興支援室は、東日本大震災被災市町村の復興を支援するため、平成 24 年 1 月、企画調整課内に設置され、主に以下の業務を行っています。

- ① 被災市町村、こころのケアセンター、NPO法人、社会福祉協議会の各担当者などとの意見交換及び打合せ等の実施。また、被災市町村の状況、仮設住宅の現状や課題等を把握し、厚生労働省等への連絡及び報告等。
- ② 本省幹部職員等の被災地視察時における関係機関等との連絡調整等。
- ③ 厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターへ職員を派遣し、同地域における福祉サービス等の確保のための情報収集活動及び福祉施設の従事者確保のための支援等の実施。
- ④ 復興庁宮城復興局が主催する宮城復興推進連絡会議や宮城復興局員連絡会合、岩手復興局が主催する岩手復興関係省庁連絡会議への参加。

(2) 東北厚生局復興支援本部

東日本大震災被災地を幅広く支援するために、平成 24 年 5 月、東北厚生局内に東北厚生局復興支援本部が設置されました。復興支援室では、各本部員の活動等についての情報共有及び情報提供を図るための報告会を毎月開催し、会議概要等を本省復興対策本部へ報告しています。

【東北厚生局復興支援本部報告会開催実績（平成 25 年度）】

| | |
|------------------|----------------------|
| 平成 25 年 4 月 17 日 | 第 11 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 5 月 8 日 | 第 12 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 6 月 5 日 | 第 13 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 7 月 3 日 | 第 14 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 9 月 4 日 | 第 15 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 10 月 9 日 | 第 16 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 11 月 6 日 | 第 17 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 25 年 12 月 4 日 | 第 18 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 26 年 1 月 8 日 | 第 19 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 26 年 2 月 12 日 | 第 20 回東北厚生局復興支援本部報告会 |
| 平成 26 年 3 月 11 日 | 第 21 回東北厚生局復興支援本部報告会 |

Ⅲ 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員に関する業務、国民年金事務費交付金に関する業務、学生納付特例事務法人に関する業務、保険料納付確認団体に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を行うに当たっては、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 児童手当法施行令第 7 条の 3 第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 実績

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の認可申請状況（詳細は参考資料 3(1)参照）

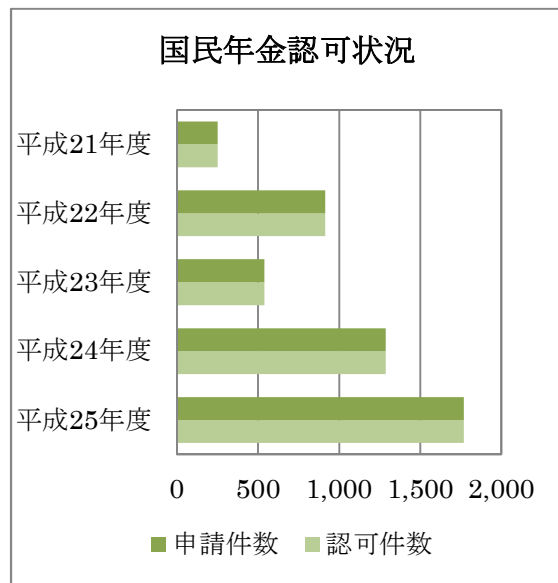
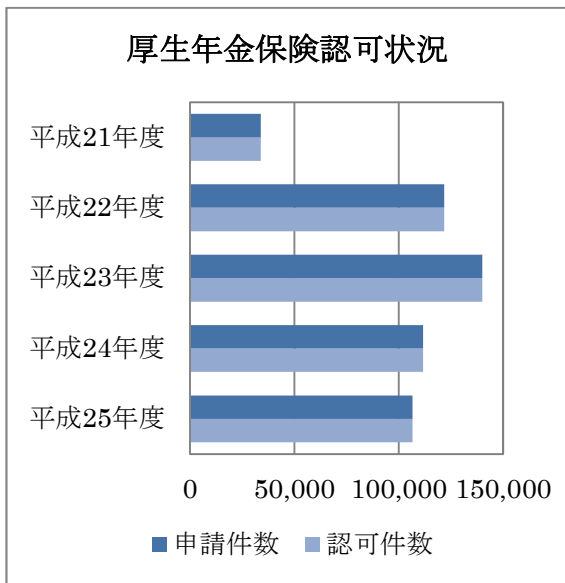
| 区 分 | 申請回数 (事業所数等) | 認可回数 (事業所数等) |
|--------|-------------------|-------------------|
| 厚生年金保険 | 209 回 (106,518 件) | 209 回 (106,518 件) |
| 国民年金 | 93 回 (1,768 件) | 93 回 (1,768 件) |
| 計 | 302 回 (108,286 件) | 302 回 (108,286 件) |

(注 1) 申請回数及び認可回数については、1 回につき複数の事業所及び被保険者が一括して申請・認可されている。

(注 2) 厚生年金保険は船員保険を含む。また事業所数等は、厚生年金保険は事業所数、国民年金は被保険者数である。

平成 21 年度から平成 25 年度までの認可状況

| 区 分 | 厚生年金保険 | | 国 民 年 金 | |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
| | 申請件数 | 認可件数 | 申請件数 | 認可件数 |
| 平成 21 年度 | 33,830 件 | 33,830 件 | 251 件 | 251 件 |
| 平成 22 年度 | 121,716 件 | 121,716 件 | 914 件 | 914 件 |
| 平成 23 年度 | 139,974 件 | 139,974 件 | 538 件 | 538 件 |
| 平成 24 年度 | 111,540 件 | 111,540 件 | 1,286 件 | 1,286 件 |
| 平成 25 年度 | 106,518 件 | 106,518 件 | 1,768 件 | 1,768 件 |



(注 1) 平成 21 年度は日本年金機構設立後の平成 22 年 1 月～3 月の実績である。

(注 2) 厚生年金保険は船員保険を含む。また申請件数及び認可件数は、厚生年金保険は事業所数、国民年金は被保険者数である。

(4) 東日本大震災に伴う滞納処分等に係る認可申請状況

福島県の一部被災地域については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成 25 年度においても引き続き保険料等の納期限が延長されていましたが、平成 26 年 2 月 17 日厚生労働省告示第 30 号により、対象保険料等の延長後の納期限が平成 26 年 3 月 31 日と定められました。これにより、平成 26 年度から東北厚生局管内全域で督促状発行が再開されました。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6
- ② 国民年金保険法第 109 条の 6
- ③ 健康保険法第 204 条の 3
- ④ 船員保険法第 153 条の 3
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第 106 条
- ⑥ 国民年金法施行規則第 111 条
- ⑦ 健康保険法施行規則第 158 条の 15
- ⑧ 船員保険法施行規則第 203 条

(3) 実績

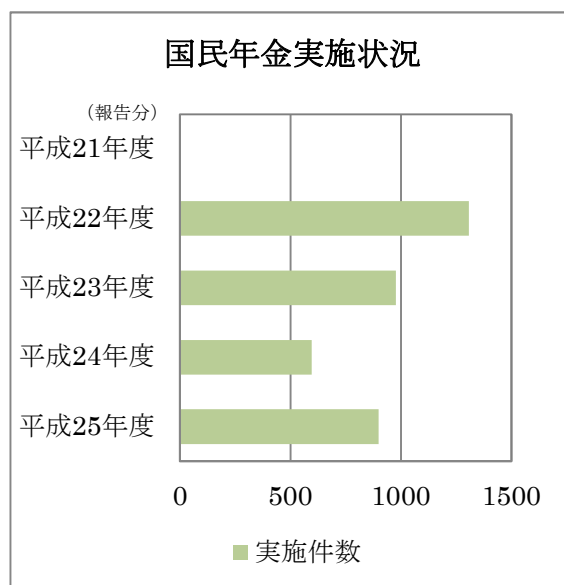
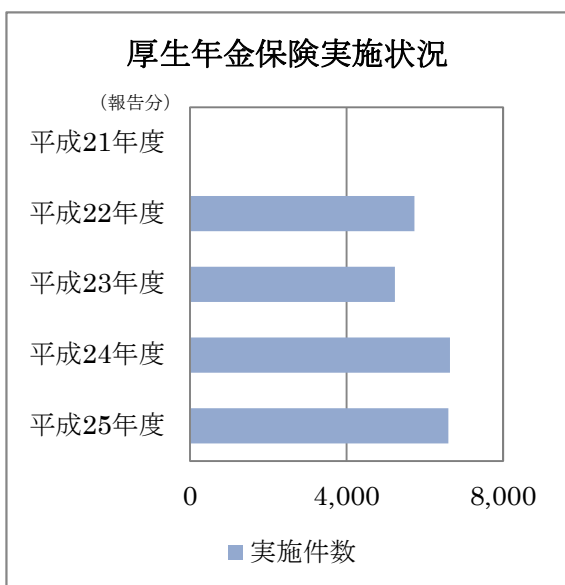
滞納処分等の実施結果（詳細は参考資料 3(2) 参照）

平成 25 年 3 月～平成 26 年 2 月の実施件数（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月報告分）

| 区 分 | 実施件数 |
|---------|---------|
| 厚生年金保険 | 6,594 件 |
| 国 民 年 金 | 899 件 |
| 計 | 7,493 件 |

平成 21 年度報告分から平成 25 年度報告分までの実施状況

| 報告分 | 実施件数 | |
|----------|---------|---------|
| | 厚生年金保険 | 国 民 年 金 |
| 平成 21 年度 | | |
| 平成 22 年度 | 5,733 件 | 1,308 件 |
| 平成 23 年度 | 5,235 件 | 978 件 |
| 平成 24 年度 | 6,642 件 | 597 件 |
| 平成 25 年度 | 6,594 件 | 899 件 |



(注1) 平成21年度は日本年金機構からの報告がなかった。

(注2) 厚生年金保険は船員保険を含む。また実施件数は、厚生年金保険は事業所数、国民年金は被保険者数である。

3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請について、認可要領（平成22年1月1日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令等の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第100条の6第2項、第100条の11第2項、第100条の9第1項
- ② 国民年金法第109条の6第2項、第109条の11第2項、第109条の9第1項
- ③ 健康保険法第204条の3第2項、第204条の6第2項、第205条第1項
- ④ 船員保険法第153条の3第2項、第153条の6第2項、第153条の7第1項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の3第2項、第32条の8第2項、第32条の6第1項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第18条第2項、第22条第2項、第20条第1項
- ⑦ 児童手当法施行令第7条の3第1項

(3) 実績

平成25年4月～平成26年3月の認可状況

| 区 分 | 申請回数 | (申請人数) | 認可回数 | (認可人数) |
|------|------|--------|------|--------|
| 徴収職員 | 8回 | (90人) | 8回 | (90人) |
| 収納職員 | 8回 | (81人) | 8回 | (81人) |

(注) 申請回数及び認可回数については、1回につき複数の日本年金機構の職員が一括して申請・認可されている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの認可状況

| 区 分 | 徴 収 職 員 | | 収 納 職 員 | |
|----------|---------|-------|---------|-------|
| | 申請人数 | 認可人数 | 申請人数 | 認可人数 |
| 平成 21 年度 | 284 人 | 284 人 | 4 人 | 4 人 |
| 平成 22 年度 | 71 人 | 71 人 | 38 人 | 38 人 |
| 平成 23 年度 | 138 人 | 138 人 | 138 人 | 138 人 |
| 平成 24 年度 | 93 人 | 93 人 | 87 人 | 87 人 |
| 平成 25 年度 | 90 人 | 90 人 | 81 人 | 81 人 |

(注) 平成 21 年度は日本年金機構設立後の平成 22 年 1 月～3 月の実績である。

4 厚生年金保険料等の納付の猶予

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 1 項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合において納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 2 項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

納付の猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を経由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（平成 24 年 10 月 12 日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「厚生年金保険料等の納付の猶予について」）に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 89 条、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 183 条、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 137 条、第 153 条の 7 第 1 項
- ④ 児童手当法第 22 条第 1 項
- ⑤ 国税通則法第 46 条第 1 項・第 2 項・第 3 項

(3) 実績

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の許可等状況

| 猶予の種類 | 申請件数 | 許可件数 | 不許可件数 | 合計 |
|-------------------|------|------|-------|-----|
| 災害による納付の猶予 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 |
| 通常の納付の猶予 | 4 件 | 2 件 | 2 件 | 4 件 |
| 届出が遅延したことによる納付の猶予 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(注) 厚生年金保険料等の納付の猶予は、平成 24 年 11 月に厚生労働省年金局より地方厚生（支）局へ移管された業務である。

東北厚生局における平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月の申請件数は計 4 件で、いずれも許可となっている。

5 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長に権限を委任）を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知に定められた「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過処置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を日本年金機構の職員が行う場合も、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣（地方厚生局長に権限を委任）の認可を受けなければならないと定められています。

このため東北厚生局では日本年金機構東北ブロック本部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可要領（平成 22 年 5 月 20 日付厚生労働省年金局長通知により定められた「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

[立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第 100 条第 1 項、第 100 条の 8、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 198 条第 1 項、第 204 条の 5、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 146 条第 1 項、第 153 条の 5、第 153 条の 7 第 1 項

[受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第 96 条第 1 項、第 97 条第 1 項
- ② 国民年金法第 106 条第 1 項、第 107 条第 1 項、第 107 条第 2 項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項、第 28 条第 2 項

(3) 実績

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の認可申請状況（詳細は参考資料 3（3）参照）

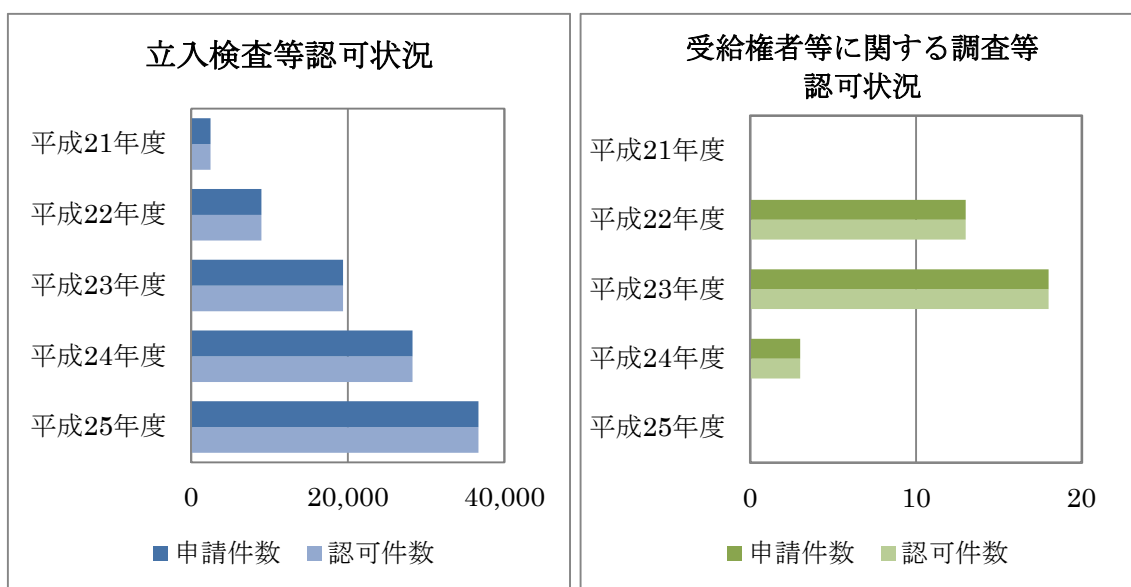
| 申請事由 | 申請回数（事業所数等） | 認可回数（事業所数等） |
|--------------|----------------|----------------|
| 立入検査等 | 29 回（36,680 件） | 29 回（36,680 件） |
| 受給権者等に関する調査等 | 0 回（0 件） | 0 回（0 件） |
| 計 | 29 回（36,680 件） | 29 回（36,680 件） |

（注 1）申請回数及び認可回数については、1 回につき複数の事業所及び受給権者等が一括して申請・認可されている。

（注 2）事業所数等は、立入検査等は事業所数、受給権者等に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

平成 21 年度から平成 25 年度までの認可状況

| 区分 | 立入検査等 | | 受給権者等に関する調査等 | |
|----------|----------|----------|--------------|------|
| | 申請件数 | 認可件数 | 申請件数 | 認可件数 |
| 平成 21 年度 | 2,430 件 | 2,430 件 | 0 件 | 0 件 |
| 平成 22 年度 | 8,958 件 | 8,958 件 | 13 件 | 13 件 |
| 平成 23 年度 | 19,368 件 | 19,368 件 | 18 件 | 18 件 |
| 平成 24 年度 | 28,248 件 | 28,248 件 | 3 件 | 3 件 |
| 平成 25 年度 | 36,680 件 | 36,680 件 | 0 件 | 0 件 |



（注 1）平成 21 年度は日本年金機構設立後の平成 22 年 1 月～3 月の実績である。受給権者調査等については、平成 21 年度の認可申請がなかった。

（注 2）申請件数及び認可件数は、立入検査等は事業所数、受給権者等に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

6 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告

(1) 概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠規定

[立入検査等]

平成 22 年 7 月 23 日付年発 0723 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の要領の改正について」

[受給権者等]

平成 22 年 5 月 22 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

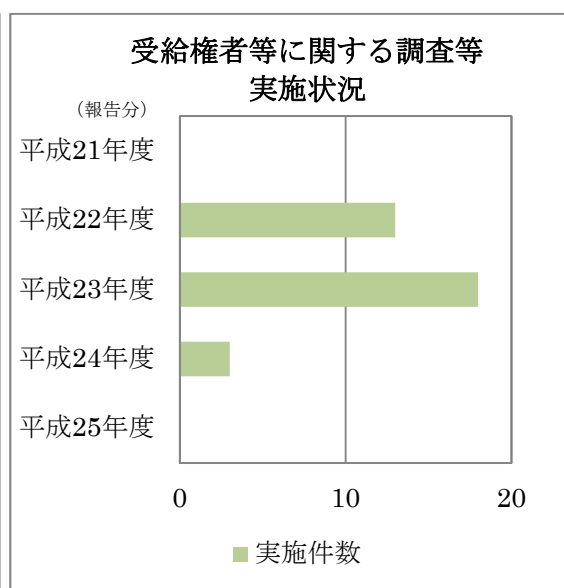
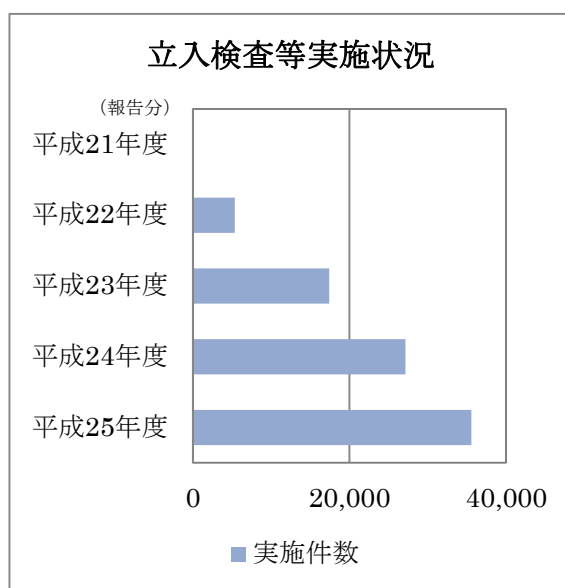
(3) 実績

立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果（詳細は参考資料 3（4）参照）

平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の報告件数(平成 24 年 9 月認可分から平成 25 年 8 月認可分)

| 認可事由 | 報告件数 |
|--------------|----------|
| 立入検査等 | 35,576 件 |
| 受給権者等に関する調査等 | 0 件 |
| 計 | 35,576 件 |

| 報告分 | 実施件数 | |
|----------|----------|-------|
| | 立入検査等 | 受給権者等 |
| 平成 21 年度 | | |
| 平成 22 年度 | 5,356 件 | 13 件 |
| 平成 23 年度 | 17,423 件 | 18 件 |
| 平成 24 年度 | 27,146 件 | 3 件 |
| 平成 25 年度 | 35,576 件 | 0 件 |



(注 1) 平成 21 年度は日本年金機構からの報告がなかった。

(注 2) 報告件数は、立入検査等は事業所数、受給権者等に関する調査等は受給権者及び被保険者数である。

7 社会保険労務士に関する業務

(1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。（労働諸法令に関するものは、都道府県労働局長に委任されています。）

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第10条の2、第24条、第25条の3の2、第25条の4、第25条の47、第25条の49、第30条
- ② 社会保険労務士法施行規則 第22条の2、第34条

(3) 実績

平成25年度における案件はありません。（県別会員数は参考資料3(5)参照）

8 年金委員に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構東北ブロック本部から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構ブロック本部への指示・伝達等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第30条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第4条、第13条

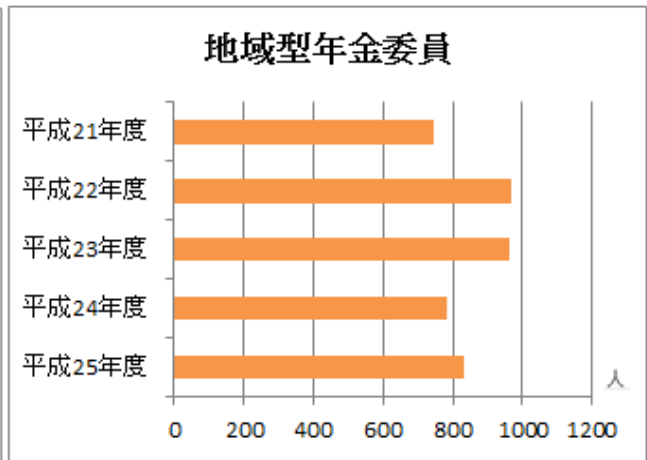
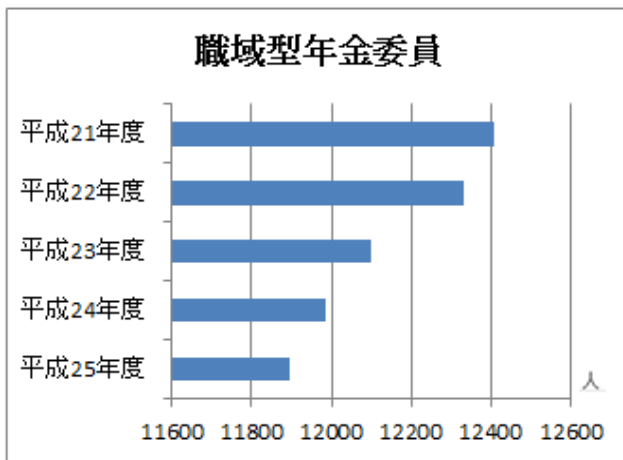
(3) 実績

・東北管内の年金委員（平成26年3月31日現在）（県別委員数は参考資料3(6)参照）

| 区 分 | 年金委員数 |
|-------|----------|
| 職 域 型 | 11,893 人 |
| 地 域 型 | 834 人 |
| 計 | 12,727 人 |

・東北管内の年金委員数年度別推移

| 区 分 | 職域型 | 地域型 | 計 |
|----------|----------|-------|----------|
| 平成 21 年度 | 12,407 人 | 744 人 | 13,151 人 |
| 平成 22 年度 | 12,334 人 | 968 人 | 13,302 人 |
| 平成 23 年度 | 12,100 人 | 964 人 | 13,064 人 |
| 平成 24 年度 | 11,987 人 | 784 人 | 12,771 人 |
| 平成 25 年度 | 11,893 人 | 834 人 | 12,727 人 |



9 年金委員功労者厚生労働大臣表彰

(1) 概要

年金委員として、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いること、及び政府管掌年金事業の一層の推進を図るため、厚生労働大臣名で表彰状を授与するものです。

(2) 根拠法令等

① 年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について

(平成 25 年 6 月 28 日付け年発 0628 第 2 号厚生労働省年金局長通知)

(3) 実績

東北管内の受賞者数（県別委員数は参考資料 3（7）参照）

（平成 25 年度）

| 東北管内 | 人数 |
|------|-----|
| 6 県 | 9 人 |

10 国民年金事務費交付金に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金等に係る事務は、市町村が法律によって義務付けられている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、義務はないものの公的年金制度の円滑な実施のために協力して実施する事務（以下、「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令等

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 第 1 条、第 2 条
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令 第 1 条、第 2 条
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ⑥ 国民年金等事務費交付金等交付要綱

(3) 実績

平成 25 年度交付額（県別一覧は参考資料 3(8) 参照）

① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）（平成 26 年 3 月 31 日現在）

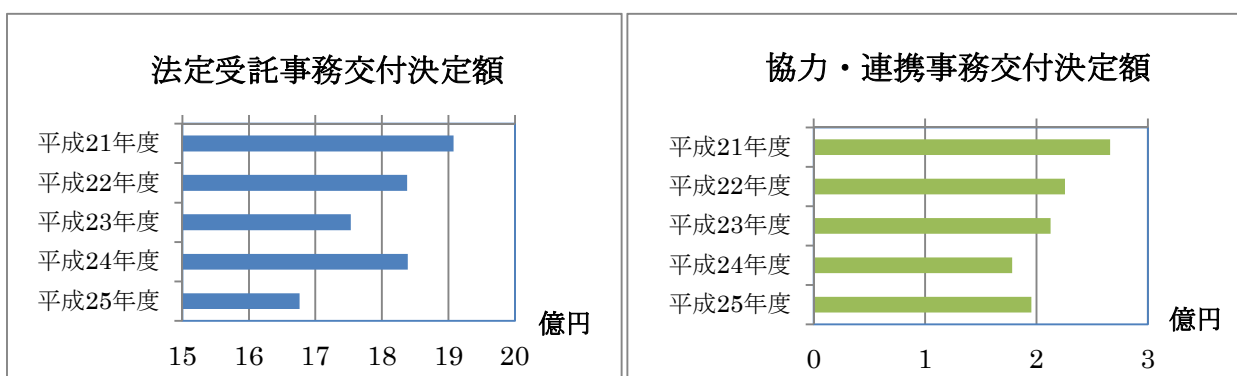
| 市町村数 | 交付決定額 | 内 訳 | |
|---------|--------------|--------------|-------------|
| | | 概算交付額 | 精算交付額 |
| 227 市町村 | 16 億 7638 万円 | 11 億 2766 万円 | 5 億 4871 万円 |

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値である。

② 協力・連携事務(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 市町村数 | 交付決定額 | 内 訳 | |
|---------|-------------|-------------|---------|
| | | 概算交付額 | 精算交付額 |
| 227 市町村 | 1 億 9562 万円 | 1 億 2455 万円 | 7106 万円 |

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値である。



11 学生納付特例事務法人に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の2、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の4

(3) 実績

平成25年度は、5事務法人の指定及び1教育施設並びに3事務法人の指定取消を行っています。

(4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(詳細は参考資料3(9)参照)

(平成26年3月31日現在)

| 指定・確認学校数 | 教育施設 | 事務法人 | 合計 |
|----------|------|------|-----|
| 施設・法人数 | 10施設 | 21法人 | |
| 学 校 数 | 10校 | 28校 | 38校 |

12 保険料納付確認団体に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

平成25年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成26年3月31日現在)

3団体 (詳細は参考資料3(10)参照)

IV 健康福祉課

健康福祉課は、自立生活が難しい方々への指定医療機関の指定・監督、補助金交付などを中心に、誰しものが健やかな人生を送るための業務を行っています。

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいいます。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類があります。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっています。

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 設立の認可 | 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 |
| ② 定款変更の認可 | 中小企業等協同組合法第51条第2項 |
| ③ 解散の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第62条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 中小企業等協同組合法第66条第1項 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 中小企業等協同組合法第105条の2第1項 |
| ⑥ 役員の変更の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第35条の2 |

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設立認可 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 定款変更認可 | 6件 | 13件 | 5件 | 7件 | 4件 |
| 解散の届出の受理 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 決算関係書類の受理 | 18組合 | 21組合 | 17組合 | 18組合 | 21組合 |
| 役員変更届の受理 | 7件 | 10件 | 4件 | 6件 | 7件 |

(4) 管轄する中小企業等協同組合数（平成26年3月31日現在）

21組合（参考資料4(1)参照）

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

(1) 概要

近年の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一種から四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設されました。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています（平成19年6月より施行）。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 指定医療機関への報告の請求・検査 | 感染症法第43条第1項 |
| ② 三種病原体等の所持・変更の届出受理 | 感染症法第56条の16 |
| ③ 三種病原体等の輸入の届出受理 | 感染症法第56条の17 |
| ④ 三種、四種病原体等の所持者（輸入者）からの報告徴収 | 感染症法第56条の30 |
| ⑤ 三種、四種病原体等所持施設への立入検査 | 感染症法第56条の31第1項 |
| ⑥ 三種、四種病原体等の所持施設への改善命令 | 感染症法第56条の32 |
| ⑦ 三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令 | 感染症法第56条の37 |

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 三種病原体等所持届出書の受理 | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| 三種病原体等所持届出変更届出書の受理 | 4件 | 3件 | 3件 | 3件 | 10件 |
| 三種病原体等輸入届出書の受理 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 立入検査（定期検査） | 4件 | 3件 | 1件 | 1件 | 4件 |
| 立入検査（特別検査） | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(4) 三種病原体等所持施設数（平成26年3月31日現在）

10施設

3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

(1) 概要

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係事業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種(18業種)毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係事業者の営業の振興を図るための振興計画を作成し、地方厚生局長の認定を受けることができます。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければなりません。

この認定を受けることによって、株式会社日本政策金融公庫(生活衛生融資)から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の融資が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められます。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

【減価償却の特例の内容】

租税特別措置法第44条の5の規定に基づき、協同施設の取得年度において、当該共同施設の取得価額の8%の特別償却が認められます。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項 |
| ② 生活衛生同業組合の振興計画の変更認定 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項 |
| ③ 生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項 |

(3) 実績(平成21年度～平成25年度)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 振興計画の変更認定数 | 12組合 | 5組合 | 19組合 | 2組合 | 0組合 |

(4) 管内の振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合数(平成26年3月31日現在)

67組合(参考資料4(2)参照)

4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

（1）目的

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市区町村が支給事務を行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

（2）根拠法令等

- ① 地方自治法第245条の4（技術的助言）
- ② 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ③ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針（地方厚生局）

【主な指導内容】

1. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
2. 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
3. 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
4. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
5. 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

（3）実績

平成25年度は下記の自治体に対し指導調査を行い、必要な技術的助言を行った。

- | | |
|----|-------------------|
| 6月 | 宮城県、大崎市、八戸市、五所川原市 |
| 7月 | 男鹿市、湯沢市 |
| 9月 | 鶴岡市、酒田市 |

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

保護施設とは、生活保護法第38条に定められた施設であり、例えば、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと等を目的とした施設（救護施設）等の総称です。

これら保護施設は、社会福祉法人等が都道府県の認可を受けて設置する場合や、自治体自ら設置する場合があります。

このうち、社会福祉法人等が設置する保護施設については、事業を認可した都道府県が指導監査を行っていますが、自治体自らが設置した保護施設について、地方厚生局が指導監査を行っています。

当局では、都道府県、政令市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っています。

また、県等が実施する社会福祉法人等が設置する保護施設に対する指導監査について技術的助言を行っています。

主な指導内容は以下のとおりです。

(対施設)

1. 施設の運営状況
2. 入所者処遇関係等

(対県等)

1. 県等の指導監督体制
2. 監査の実施状況
3. 保護施設入所者等の状況
4. 指導監査実施要領の策定状況等
5. 施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保護施設に対する指導 監査 | 2施設 | 1施設 | 0施設 | 0施設 | 1施設 |
| 県等に対する技術的助 言 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(4) 対象となる保護施設数（平成26年3月31日現在）

3施設（参考資料4(3)参照）

(5) 対象となる県等数

5県4市

6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものです。一定の地域又は職域による人と人との結合によること、組合員の生活の文化的経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされています。また、行う事業の種類は、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）、共済（生命、火災、自賠責等）等に限定されています。

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、消費生活協同組合法第97条の規定により、地区が都道府県の区域を超えるものについては厚生労働大臣、超えないものについては都道府県知事の権限となっています。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するものうち、1地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 設立認可 | 消費生活協同組合法第58条 |
| ② 定款変更の認可 | 消費生活協同組合法第40条第4項 |
| ③ 解散の認可又は届出 | 消費生活協同組合法第62条第2項又は第64条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 消費生活協同組合法第69条 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 消費生活協同組合法第92条の2第1項 |
| ⑥ 員外利用許可 | 消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号 |

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 定款変更認可 | 1件 | 1件 | 2件 | 0件 | 5件 |
| 事業報告書の受理 | 2件 | 3件 | 3件 | 3件 | 3件 |
| その他届出の受理 | 7件 | 7件 | 2件 | 3件 | 2件 |

(4) 管轄する消費生活協同組合（連合会）数（平成26年3月31日現在）

3組合（参考資料4（4）参照）

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

(1) 概要

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行います。

主に組織・管理に関すること、財務会計に関すること、組合事業に関することについて指導しています。

(2) 根拠法令等

- ① 消費生活協同組合法第94条
- ② 消費生活協同組合検査要領

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 消費生活協同組合に対する調査指導 | 0件 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 |

(4) 対象とする消費生活協同組合（連合会）数（平成26年3月31日現在）

3組合（参考資料4(4)参照）

8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

地方厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名、主任児童委員の指名の解除 | 民生委員法第5条第1項、児童福祉法第16条第2項及び第3項、主任児童委員設置運営要綱 |
| ② 民生委員・児童委員の解嘱 | 民生委員法第11条 |
| ③ 感謝状 | 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について |
| ④ 厚生労働大臣表彰 | 民生委員及び児童委員表彰規則 |
| ⑤ 厚生労働大臣特別表彰 | 民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱 |

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 民生委員・児童委員の委嘱 | 404名 | 22,630名 | 451名 | 463名 | 20,507名 |
| 民生委員・児童委員の解嘱 | 402名 | 215名 | 470名 | 457名 | 272名 |
| 主任児童委員の指名 | 45名 | 2,099名 | 2名 | 0名 | 2,069名 |
| 主任児童委員の指名の解除 | 0名 | 2名 | 1名 | 2名 | 23名 |
| 感謝状の授与 | 156名 | 4,976名 | 161名 | 189名 | 5,074名 |
| 厚生労働大臣表彰 | 30名 | 26名 | 28名 | 30名 | 33名 |
| | 4団体 | 5団体 | 4団体 | 5団体 | 5団体 |
| 厚生労働大臣特別表彰 | 17名 | 579名 | 10名 | 21名 | 611名 |

表彰には、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰、毎年基準日までに25年以上の経歴があり退職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があり死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（随時）があります。また、在職期間6年以上で退職された方には感謝状が授与されます。

(4) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

| 都道府県名 | 委嘱数 | |
|-------|---------|----------|
| | | うち主任児童委員 |
| 青森県 | 2,683人 | 222人 |
| 岩手県 | 3,104人 | 298人 |
| 宮城県 | 2,900人 | 230人 |
| 秋田県 | 2,626人 | 241人 |
| 山形県 | 2,848人 | 271人 |
| 福島県 | 3,473人 | 332人 |
| 仙台市 | 1,515人 | 122人 |
| 青森市 | 620人 | 61人 |
| 盛岡市 | 567人 | 56人 |
| 秋田市 | 705人 | 76人 |
| 郡山市 | 615人 | 68人 |
| いわき市 | 657人 | 70人 |
| 合計 | 22,313人 | 2,047人 |

9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

(1) 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給されます。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(2) 根拠法令等

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項
- ③ 第8回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ④ 第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ⑤ 第23回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

(3) 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 買い上げを必要とする 旨の証明書の交付 | 43件 | 48件 | 19件 | 7件 | 2件 |

10 精神保健指定医の指定等業務

(1) 概要

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定します。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられています。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等です。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられています。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本総合病院精神医学会によって行われます。

(2) 根拠法令等

- ① 精神保健指定医の指定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条
- ② 更新研修受講、受講延期 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条

(3) 実績 (平成21年度～平成25年度)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定に係る本省進達 (再申請を含む) | 26名 | 49名 | 39名 | 49名 | 43名 |
| 指定医の証の発行 (更新及び期限延長を含む) | 158名 | 184名 | 183名 | 211名 | 167名 |
| 指定不相当者への通知 | 5名 | 6名 | 4名 | 6名 | 1名 |
| 指定医の証の再発行 | 3名 | 0名 | 7名 | 5名 | 3名 |
| 辞退、変更届及び死亡届の受理 | 68名 | 74名 | 60名 | 82名 | 67名 |

11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行います（参考資料4(5-1), 4(5-2)参照）。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第76条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| ア 指定 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項 |
| イ 指定の取消 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項 |
| ウ 辞退の申出の受理 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第2項及び同法施行令第13条 |
| エ 変更・休止等の届出の受理 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第12条 |

③ 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定申請 | 7件 | 0件 | 2件 | 2件 | 0件 |
| 指定の取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 辞退の申出の受理 | 0件 | 0件 | 2件 | 0件 | 2件 |
| 変更・休止等の申出の受理 | 1件 | 0件 | 0件 | 3件 | 9件 |

(2) 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定養育医療機関とは、養育のために入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものであり、母子保健法施行規則第15条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

| | |
|------------|----------------------------------|
| ア 指定 | 母子保健法第20条第5項 |
| イ 辞退の申出の受理 | 母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第7項 |
| ウ 指定の取消 | 母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項 |

③ 実績

平成21年度～平成25年度は実績なし

(3) 児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定療育機関とは、結核に罹患している児童に対し、適切な医療を行うとともに学校教育に必要な学習用品や療養生活の指導に必要な日用品の支給を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外については都道府県知事が指定したものであり、児童福祉法施行規則第49条の8第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- ア 指定 児童福祉法第20条第5項
- イ 辞退の申出の受理 児童福祉法第20条第7項
- ウ 指定の取消 児童福祉法第20条第8項

③ 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定申請 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 指定の取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 変更、廃止等届出 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |

(4) 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定医療機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる医療の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。また、指定介護機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない要介護者等に対して行われる介護の給付を行う介護老人福祉施設等の介護機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。生活保護法施行規則第23条によりこれらに関する次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- ア 指定 生活保護法第49条及び第54条の2第1項
- イ 変更、廃止等届出の受理 生活保護法第50条の2
(第54条の2第4項において準用する場合を含む)
- ウ 辞退の申出の受理 生活保護法第51条第1項
(第54条の2第4項において準用する場合を含む)
- エ 指定の取消 生活保護法第51条第2項
(第54条の2第4項において準用する場合を含む)
- オ 告示 生活保護法第55条の2

③ 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定申請 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 変更、廃止等届出の受理 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 |
| 辞退の申出の受理 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 指定の取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(5) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、軍人軍属等であった者で公務上の負傷について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者に対して行われる公務上の疾病に対する療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- ア 指定 戦傷病者特別援護法第12条
- イ 報告検査 戦傷病者特別援護法第16条第1項及び第17条第3項等

③ 実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定申請 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 指定の取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 変更、廃止等届出 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 3件 |

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています(参考資料4(6), 4(7-1), 4(7-2)参照)。

(1) 結核医療費国庫負担金

- ① 根拠法令等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 補助事業の内容
都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者(結核患者に限る)に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

- ① 根拠法令等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 補助事業の内容
都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

- ① 根拠法令等
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条
- ② 補助先
都道府県・広島市・長崎市
- ③ 補助事業の内容
都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

- ① 根拠法令等
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条
- ② 補助先
都道府県・広島市・長崎市
- ③ 補助事業の内容
都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の
処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

① 根拠法令等

児童扶養手当法第21条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設
最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

市町村

③ 補助事業の内容

市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

(9) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

① 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

② 補助先

都道府県・市町村

③ 補助事業の内容

特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(10) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

- ① 根拠法令等
特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(11) 一時保護所保護費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(12) 婦人相談所運営費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(13) 婦人保護施設運営費補助金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収容保護するために要する費用の一部を補助

(14) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助
- ② 補助先
都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人
- ③ 補助事業の内容
農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康

増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

(15) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 交付の目的
社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(18) 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ① 根拠法令等
次世代育成支援対策推進法第11条第1項
- ② 交付先
都道府県・指定都市・中核市・市町村
- ③ 交付の目的
地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。

(19) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

- ① 根拠法令等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって地域の公衆衛生を確保する。

(20) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

13 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

(1) 概要

生活保護の実施に当たっては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）」こととされ、各種の社会保障施策による支援等の活用が前提となっています（他法他施策の優先）。

その保護の内容は、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助など大きく8種類の扶助に分かれています。そのうち医療扶助（病気やケガなどをした場合に要する費用）について、それに要した費用は平成21年度で約1兆円と極めて巨額となっており、扶助費全体に占める割合も、全体の半分近くに達していることから、医療扶助について一層の適正化を図る必要があります。

しかしながら、平成21年度に会計検査院が行った実地検査において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の適用を適切に行わないまま医療扶助を支給している事例が多数見られたことから、他法他施策の活用が適時適切に行われるよう是正改善を行うべき、との指摘を受けました。

その改善を目的として、平成22年度より、各地方厚生(支)局が各都道府県、指定都市、中核市に対して、生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査を実施します。

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

平成25年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行った。

12月 山形県、青森県

1月 宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、

2月 青森市、福島県、郡山市、いわき市、岩手県、盛岡市

(4) 対象となる県等数

6県6市

V 指導養成課

指導養成課は、国家資格、国家試験の受験資格を付与する医療分野、生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所、養成機関の指定や監督等を行っています。

- ① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの
- 生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者・食品衛生監視員*
- 福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事*
- (*は任用資格)
- ② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの
- 医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師
- 生活衛生分野 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師
- 福祉分野 社会福祉士

1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務

※養成施設の数、名称等及び課程の数は、資料編5を参照のこと。

(1) 救急救命士養成所

ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 救急救命士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出 | 救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告 | 救急救命士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 救急救命士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 救急救命士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 救急救命士学校養成所指定規則第7条 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 2 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |

(2) 臨床検査技師養成所

ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第11条 |
| ② 変更承認 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項 |
| ④ 報告 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者のことです。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第10条 |
| ② 変更承認 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第12条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第13条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第15条 |
| ⑦ 指定取消 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 18 件 | 19 件 | 19 件 | 17 件 | 15 件 |
| ③ 届出受理 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 1 件 | 1 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 6 件 | 0 件 | 1 件 | 3 件 | 4 件 |

(4) 視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 視能訓練士法施行令第11条 |
| ② 変更承認 | 視能訓練士法施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 視能訓練士法施行令第12条第2項 |
| ④ 報告 | 視能訓練士法施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 視能訓練士法施行令第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 視能訓練士法施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 視能訓練士法施行令第15条 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 1 件 | 2 件 |
| ③ 届出受理 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |

(5) 臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|-----------------------|
| ① 新規指定 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項 |

- ③ 変更届出 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 臨床工学技士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 臨床工学技士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 臨床工学技士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 2 件 | 2 件 | 0 件 | 2 件 | 1 件 |
| ③ 届出受理 | 3 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 言語聴覚士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項
- ③ 変更届出 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 言語聴覚士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 言語聴覚士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 言語聴覚士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 11 件 | 4 件 | 5 件 | 5 件 | 2 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり

師及びきゅう師等に関する法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等

- ① 新規認定 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条
- ② 変更承認 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項
- ③ 変更届出 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項
- ④ 報告 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条
- ⑤ 報告徴収及び指示 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条
- ⑥ 認定取消申請 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条
- ⑦ 認定取消 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規認定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 1 件 | 2 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 |
| ④ 認定取消 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく業務独占の資格であり、柔道整復を業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 柔道整復師法施行令第3条
- ② 変更承認 柔道整復師法施行令第4条第1項
- ③ 変更届出 柔道整復師法施行令第4条第2項
- ④ 報告 柔道整復師法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 柔道整復師法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 柔道整復師法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 柔道整復師法施行令第7条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 4 件 | 2 件 | 1 件 | 4 件 | 3 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 4 件 |
| ④ 指定取消 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 2 件 | 1 件 |

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 新規指定 | 歯科衛生士法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 歯科衛生士法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出 | 歯科衛生士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告 | 歯科衛生士法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条 |
| ⑥ 指定取消 | 歯科衛生士法施行令第8条 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 10 件 | 12 件 | 9 件 | 12 件 | 14 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 5 件 |
| ④ 指定取消 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 2 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 2 件 |

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく業務独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示により、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|---------------|
| ① 新規指定 | 歯科技工士法施行令第10条 |
|--------|---------------|

- ② 変更承認 歯科技工士法施行令第11条第1項
- ③ 変更届出 歯科技工士法施行令第11条第2項
- ④ 報告 歯科技工士法施行令第12条
- ⑤ 報告徴収及び指示 歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条
- ⑥ 指定取消申請 歯科技工士法施行令第16条
- ⑦ 指定取消 歯科技工士法施行令第15条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 3 件 |
| ④ 指定取消 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 保健師助産師看護師法施行令第 12 条
- ② 変更承認 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 1 項
- ③ 変更届出 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項
- ④ 報告 保健師助産師看護師法施行令第 14 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 保健師助産師看護師法施行令第 15 条
- ⑥ 指定取消申請 保健師助産師看護師法施行令第 17 条
- ⑦ 指定取消 保健師助産師看護師法施行令第 16 条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 32 件 | 14 件 | 24 件 | 18 件 | 23 件 |
| ③ 届出受理 | 24 件 | 14 件 | 9 件 | 8 件 | 21 件 |
| ④ 指定取消 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |

| | | | | | |
|-----------|-----|----|----|----|----|
| ⑤ 募集停止届受理 | 0件 | 2件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| ⑥ 実地調査 | 10件 | 4件 | 5件 | 6件 | 7件 |

※平成24年度①新規指定及び④指定取消の件数については、平成24年度事業年報において掲載件数に誤りがあったため、平成25年度事業年報において訂正しております。

(12) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第10条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条 |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条 |
| ④ 報告 | 栄養士法施行令第13条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑥ 廃止届出 | 栄養士法施行令第15条 |
| ⑦ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 新規指定 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| ② 変更承認 | 4件 | 6件 | 6件 | 2件 | 3件 |
| ③ 届出受理 | 2件 | 5件 | 3件 | 1件 | 3件 |
| ④ 指定取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| ⑤ 実地調査 | 5件 | 3件 | 1件 | 1件 | 6件 |

(13) 管理栄養士養成施設

ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第11条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条 |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条 |

- ④ 報告 栄養士法施行令第13条
- ⑤ 報告徴収及び指示 栄養士法施行規則第14条
- ⑥ 廃止届出 栄養士法施行令第15条
- ⑦ 指定取消 栄養士法施行令第16条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 | 2 件 | 1 件 | 0 件 | 2 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 | 0 件 | 2 件 | 1 件 | 1 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 2 件 | 0 件 | 1 件 | 1 件 |

(14) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 調理師法施行令第1条の2
- ② 変更承認 調理師法施行令第1条の3
- ③ 変更届出 調理師法施行令第1条の5
- ④ 報告 調理師法施行令第1条の4
- ⑤ 報告徴収及び指示 調理師法施行規則第10条
- ⑥ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 調理師法施行規則附則第3項第7号
- ⑦ 指定取消 調理師法施行規則第11条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 2 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 5 件 | 5 件 | 0 件 | 2 件 | 1 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 3 件 | 2 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 |

(15) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 理容師養成施設指定規則第3条及び第4条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第2条及び第3条（美容師養成施設）
- ② 変更承認 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設）
- ③ 変更届出 理容師養成施設指定規則第8条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第7条（美容師養成施設）
- ④ 報告 理容師養成施設指定規則第9条及び第10条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第8条及び第9条（美容師養成施設）
- ⑤ 報告徴収及び指示 理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設）
- ⑥ 入学資格認定 理容師法施行規則附則第7条及び第8条（理容師養成施設）
美容師法施行規則附則第7条及び第8条（美容師養成施設）
- ⑦ 指定取消 理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設）

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ① 新規指定 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 |
| ② 廃止承認 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 1 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 1 件 美容 1 件 |
| ③ 変更承認 | 理容 10 件 美容 11 件 | 理容 0 件 美容 3 件 | 理容 1 件 美容 2 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 1 件 |
| ④ 届出受理 | 理容 31 件 美容 47 件 | 理容 23 件 美容 23 件 | 理容 24 件 美容 39 件 | 理容 20 件 美容 40 件 | 理容 21 件 美容 33 件 |
| ⑤ 実地調査 | 理容 3 件 美容 3 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 | 理容 0 件 美容 0 件 |

(16) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 製菓衛生師法施行令第19条及び第20条
- ② 変更承認 製菓衛生師法施行令第21条
- ③ 変更届出 製菓衛生師法施行令第21条
- ④ 報告徴収及び指示 製菓衛生師法施行令第22条

- ⑤ 指定取消申請 製菓衛生師法施行令第24条
- ⑥ 指定取消 製菓衛生師法施行令第23条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 1 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 3 件 | 8 件 | 2 件 | 1 件 | 2 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 3 件 | 0 件 | 0 件 | 10 件 | 1 件 |

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生管理者の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を終了した者が規定されています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了したものが規定されています。

イ 根拠法令等

- ① 新規登録 食品衛生法施行令第14、15条
- ② 変更届出 食品衛生法施行令第16条
- ③ 報告徴収 食品衛生法施行令第17条
- ④ 登録取消申請 食品衛生法施行令第19条
- ⑤ 登録取消 食品衛生法施行令第 18 条

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規登録 | 4 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 登録取消受理 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 | 14 件 | 18 件 | 9 件 | 12 件 |
| ④ 登録取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 2 件 | 6 件 | 0 件 | 0 件 |

(18) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の

登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 新規指定 | 児童福祉法施行令第5条第2項 |
| ② 変更承認 | 児童福祉法施行令第5条第3項 |
| ③ 変更届出 | 児童福祉法施行令第5条第4項 |
| ④ 報告 | 児童福祉法施行令第5条第5項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 児童福祉法第18条の7第1項 |
| ⑥ 指定取消申請 | 児童福祉法施行令第5条第7項 |
| ⑦ 指定取消 | 児童福祉法施行令第5条第6項 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 4 件 | 0 件 | 1 件 | 2 件 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 15 件 | 41 件 | 6 件 | 6 件 | 9 件 |
| ③ 変更届出 | 6 件 | 9 件 | 3 件 | 13 件 | 7 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 2 件 | 1 件 |
| ⑤ 実地調査 | 4 件 | 7 件 | 3 件 | 4 件 | 3 件 |

(19) 社会福祉士養成施設等

ア 資格の概要

社会福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|------------------------|
| ① 新規指定 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条 |

ウ 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

| | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ③ 変更届出 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 2 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(20) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

介護福祉士となるためには、次の①、②のいずれかに該当し、その後、指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することとされています。

なお、制度改正により、①に該当する者も介護福祉士試験に合格する必要があります。

(1 年延期により、平成 28 年度から実施予定)

また、「3 年以上介護等の業務従事者」にかかる介護福祉士の受験資格については、新たに 6 ヶ月以上の「実務者研修」の修了が求められるようになりました。これに伴い、当該「実務者研修」の実施については、新たな基準が設けられ、当該実施者は、介護福祉士養成施設等と同様、厚生労働大臣の指定を受ける仕組みとなりました。

(1 年延期により平成 28 年度から実施予定)

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条（介護福祉士養成施設等）、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条（福祉系高等学校等）
- ② 変更承認 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条（福祉系高等学校等）
- ③ 変更届出 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項
- ④ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条

ウ 業務実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 2 件 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 2 件 | 7 件 | 2 件 | 1 件 | 2 件 |
| ③ 変更届出 | 38 件 | 61 件 | 44 件 | 63 件 | 48 件 |
| ④ 指定取消 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 1 件 | 4 件 |
| ⑤ 実地調査 | 3 件 | 5 件 | 7 件 | 4 件 | 4 件 |

(実務者研修)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | | | | 5 件 | 10 件 |
| ② 変更届出 | | | | 1 件 | 1 件 |

(21) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 新規指定 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第11条 |
| ② 変更承認 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項、第12条第1項 |
| ③ 変更届出 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項、第12条第2項 |
| ④ 報告 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第9条、第17条 |
| ⑦ 指定取消 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条 |

ウ 業務実績

(社会福祉主事養成機関)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 新規指定 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
| ③ 変更届出 | 1 件 | 6 件 | 3 件 | 7 件 | 8 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |

(社会福祉主事指定講習会・・・指定は1か所のみ)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 変更届出 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| ② 事業報告 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 1 件 |

(22) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設については、平成 25 年度末現在、東北厚生局管内にはありません。

2 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。

特定分野とは、保健師養成所における地域看護学、助産師養成所における助産学、看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論、准看護師養成所における老年看護及び母子看護のことです。

(2) 開催実績

期 間：平成 25 年 9 月 10 日～9 月 20 日（土・日を除く 8 日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア 16 階）

受講者数：24 名

(3) 講習科目と時間数：

【教育及び看護に関する科目】

| | |
|-------------|------|
| 「教育原理・教育心理」 | 3 時間 |
| 「教育方法・評価方法」 | 3 時間 |
| 「看護教育課程」 | 3 時間 |
| 「実習指導の原理」 | 3 時間 |

【実習指導に関する科目】

| | |
|----------------|-------|
| 「実習指導の実際Ⅰ（講義）」 | 9 時間 |
| 「実習指導の実際Ⅱ（演習）」 | 24 時間 |
| 計 | 45 時間 |

3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

(1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されました。

(2) 根拠法令等

- ① 実習演習科目の確認 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項
- ② 変更届 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項
- ③ 確認の取消し 社会福祉に関する科目を定める省令第7条

(3) 業務実績

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 実習演習科目の確認 | 1件 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 |
| ② 変更届 | 16件 | 25件 | 25件 | 31件 | 40件 |
| ③ 確認の取消し | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 | 1件 |

(4) 大学等確認申請確認済み校

19校 26課程

4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

(1) 概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっています。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成17年度から導入されました。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

(2) 根拠法令等

- ① 実技試験免除 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項
- ② 実施要件 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第1項

- ③ 実施届 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第2項
- ④ 変更届 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項
- ⑤ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項

(3) 業務実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ① 変更届 | 8 件 | 6 件 | 2 件 | 2 件 | 1 件 |
| ② 講習会実施届 (翌年度実施分) | 26 件 | 24 件 | 23 件 | 21 件 | 23 件 |

※組織再編に伴い、指導養成課における事業年報に関しては、平成 26 年度より健康福祉課において登録することとする。

VI 医事課

医事課は、健康危機管理に関する総括のほか、医療安全、医師等の臨床研修、心神喪失者等医療観察法、医師確保策等によって、医療機関の機能向上のほか、各々の目的に直結する業務管理及び指導等を担っています。

1 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められており、医師臨床研修病院の指定申請等に係る業務のほか、東北管内の臨床研修病院の充実強化に向け、様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 臨床研修病院 | 91施設 | 86施設 | 85施設 | 83施設 | 86施設 |
| 新規申請 | 2件 | 4件 | 3件 | 5件 | 2件 |
| 研修プログラム変更届 | 116件 | 40件 | 34件 | 32件 | 38件 |
| 臨床研修修了登録申請 | 450件 | 454件 | 452件 | 470件 | 459件 |
| 臨床研修指定病院実地調査 | 20施設 | 21施設 | 10施設 | 10施設 | 16施設 |

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められており、歯科医師臨床研修病院の指定等に係る業務を行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 臨床研修病院 | 16施設 | 16施設 | 16施設 | 16施設 | 16施設 |
| 新規申請 | 5件 | 6件 | 6件 | 9件 | 8件 |

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 研修プログラム変更届 | 4件 | 11件 | 5件 | 4件 | 7件 |
| 臨床研修修了登録申請 | 138件 | 136件 | 148件 | 169件 | 143件 |
| 臨床研修指定病院実地調査 | 2施設 | 2施設 | 2施設 | 2施設 | 2施設 |

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができることと規定されています。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっています。行政処分の程度に応じて研修内容が区分されており、東北厚生局では個別研修の事務手続きを行っています。

(2) 実績

・個別研修修了者

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 医師 | 2名 | 1名 | 1名 | 0名 | 0名 |
| 歯科医師 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 | 0名 |

4 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

東北管内における医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的として、「医療安全に関するワークショップ」を毎年開催しています。

なお、平成23年度からは医療機関の医療安全管理者等を対象に、医療安全対策加算の施設基準の要件を満たす5日間の研修として開催しています。

(2) 実績

・医療安全ワークショップ

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受講者数 | 522名 | 594名 | 58名 | 56名 | 59名 |

*平成23年度から5日間コース定員60名の研修

5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めています。

東北厚生局では、医療観察法に基づく、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、入院・通院医療機関の選定及び移送等を行っています。

(2) 実績

・指定入院医療機関

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規指定 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 廃止・辞退の 受理 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 指定の取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 入院医療機関 の選定 | 13件 | 13件 | 15件 | 26件 | 17件 |

・指定通院医療機関

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規指定 | 16件 | 14件 | 7件 | 8件 | 9件 |
| 廃止・辞退の 受理 | 8件 | 6件 | 4件 | 9件 | 2件 |
| 指定の取消 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 通院医療機関 の選定 | 27件 | 25件 | 17件 | 18件 | 16件 |

6 薬事監視等業務

(1) 概要

薬事法第13条第2項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可及び同法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可は、厚生労働大臣が許可することになっており、その権限は同法第81の4により地方厚生局長に委任されていますので、医薬品製造業等の許可業務を行っています。

また、毒物劇物についても同様、毒物及び劇物取締法第4条等に基づき、毒物又は劇物製造業又は輸入業の登録業務を行っています。

(2) 実績

・医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 許可申請 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 許可更新申請 | 0件 | 0件 | 1件 | 2件 | 0件 |
| 変更届 | 15件 | 4件 | 11件 | 13件 | 6件 |
| 廃止届 | 1件 | 0件 | 1件 | 2件 | 0件 |

・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録関係業務

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規・更新登録申請等 | 26件 | 30件 | 13件 | 16件 | 12件 |
| 変更届等 | 25件 | 21件 | 32件 | 33件 | 38件 |

Ⅶ 食品衛生課

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察や登録検査機関の登録・査察以外に、輸出水産食品及び食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導を主な業務としています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務

(1) 概要

食品工場における衛生管理の手法として、H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点) システムがあります。

このシステムは、食品の製造工程で食中毒等の原因となるような危険な箇所を予め分析し、特に重要となるポイントに重点を置いて衛生管理を行う方法です。

そして、総合衛生管理製造過程とは、各都道府県等が定めた管理運営基準・施設基準を遵守した施設において、一般的衛生管理プログラム（原料の衛生的な取扱い、施設設備や機械等の衛生管理、従業員の教育、そ族・昆虫の防除等）を実施することを前提にH A C C P システムを導入した製造過程のことをいいます。

本制度は、営業者の食品の安全確保に向けた自主管理を促す目的で、平成7年5月に創設された厚生労働大臣の承認制度ですが、法第11条で製造基準の定められた承認品目であっても、厚生労働大臣が承認基準に適合することを個別に認めた場合には、基準で定めた以外の方法で食品を製造することが可能です。

なお、承認品目は政令で規定されており、現在は以下の食品が対象となっています。

- ア 乳として、牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- イ 乳製品として、クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ウ 清涼飲料水として、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料 他
- エ 食肉製品として、乾燥食肉製品、非加熱食肉製品、加熱食肉製品 他
- オ 魚肉練り製品として、魚肉ハム・ソーセージ、特殊包装かまぼこ 他
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品として、缶詰食品、瓶詰食品、レトルト食品

本制度の申請手続き等の手順や承認基準等は「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」の中で明確にされており、営業者から新規申請、更新申請（承認の有効期間は3年間）又は変更の申請（承認内容の一部変更）が行われた際は、各地方厚生局の食品衛生監視員が当該実施要領に基づいて現地調査と書類審査を実施し、承認基準の適合性審査の後に承認します。

また、既に承認済みの施設については必要に応じて立入検査を実施し、本制度の適切な運用状況を確認します。

なお、東北厚生局ではこれら現地調査や立入検査を実施するにあたって、施設を管轄する都道府県等の食品衛生監視員に同行を依頼し、自治体との連携による効率的・効果的な監視指導を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第13条、第14条

イ 食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条

ウ 食品衛生法施行規則第13条～第16条

エ 「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領の改定について」

*平成12年11月6日付け生衛発第1634号（医薬局食品保健部長通知）

（3）業務実績

東北厚生局では、東北管内にある40承認施設62品目（参考資料7（1）総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設）について、承認品目毎に調査や立入検査を実施し、改善を要する事項があれば文書で通知しました。

◎ 新規の申請

平成25年度に申請した施設はありませんでした。

◎ 変更の申請（1施設）

・春雪さぶーる(株)サガミハム白河工場

◎ 承認対象品目の返上等（2施設、2食品群）

承認を返上した施設は以下のとおりです。

・(株)ミルクファーム蔵王（乳：牛乳）

・階上キューピー(株)（食肉製品：加熱後包装食肉製品）

実績推移（平成21年度～平成25年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 新規申請数 | 4 件 | 2 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 |
| 一部承認変更申請数 | 2 件 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 1 件 |
| 承認更新申請数 | 8 件 | 19 件 | 19 件 | 4 件 | 16 件 |
| 承認対象品目の返上等数 | 2 件 | 1 件 | 3 件 | 3 件 | 2 件 |
| 立入検査数 | 45 件 | 46 件 | 43 件 | 42 件 | 32 件 |

（4）食品群毎の承認状況（全国比）

平成26年3月27日現在

| 承認 件数 | 乳 | 乳製品 | 食肉製品 | 魚肉練り 製品 | 容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品 | 清涼 飲料水 | 合計 |
|----------|-----|-----|------|------------|-----------------------|-----------|-----|
| 東北 | 26 | 15 | 15 | 1 | 3 | 5 | 65 |
| 全国 | 218 | 214 | 116 | 24 | 22 | 162 | 756 |

（注）承認施設として現在稼働している施設及び品目

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・査察業務

(1) 概要

海外から輸入され、又は国内で生産された食品や添加物、器具・容器包装等で、食品衛生法第25条により政令で定めたもの(現在、タール系色素のみ)、又は法第26条により政令で定めたもの(不衛生又は規格に合わないおそれがあるもの)は、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は法第31条に規定する登録検査機関の行う検査(以下、製品検査)を受けて、これに合格しないと営業者は輸入や販売が出来ません。

そして、登録検査機関が営業者から受託して製品検査を実施する場合、国及び都道府県等の検査代行機関としての行政責任を伴うこととなります。

そこで、登録検査機関も食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴う試験検査の信頼性と公正性を確保すべき観点から、法第33条の登録の基準において、G L P (Good Laboratory Practice) による業務管理を求めています。

また、登録要件の適合性を定期的に確認する必要性から、法第34条において5年毎の更新を義務付けているため、登録の更新を受けることなく所定の期間を経過した場合はその効力が失われることとなります。

各地方厚生局では、新規登録や登録更新施設を含む全ての登録検査機関に対して年1回以上の立入検査を実施し、試験検査の精度管理及び業務管理の実施状況、帳簿等の適正な記録と保存等、登録要件の遵守状況を把握して業務が適切に行われていることを確認します。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条
- イ 食品衛生法施行令第10条～第12条
- ウ 食品衛生法施行規則第38条～第47条
- エ 「登録検査機関の登録等について」
*平成16年2月6日付け食安発第0206001号(食品安全部長通知)
- オ 「登録検査機関における製品検査の業務管理について」
*平成20年7月9日付け食安監発第0709001号(監視安全課長通知)
- カ 「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」
*平成16年6月15日付け食安監発第0615002号(監視安全課長通知)
- キ 「登録検査機関における業務上の留意事項について」
*平成20年9月24日付け食安監発第0924004号(監視安全課長通知)

(3) 業務実績

平成25年度における東北管内の登録検査機関は11施設(うち更新予定7施設)で、東北厚生局ではこれら全ての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました(参考資料7(2)参照)。

なお、平成25年度に更新等が行われた施設や、変更の申請や届出があった施設は以下のとおりです。

- ア 業務規程の変更認可
 - ・(一財)山形県理化学分析センター
 - ・(一財)宮城県公衆衛生センター

- ・(公財) 宮城県公害衛生検査センター

イ 登録の更新申請に係る通知

- ・(一社) 青森県薬剤師会衛生検査センター
- ・(一社) 岩手県薬剤師会検査センター
- ・(一財) 宮城県公衆衛生協会
- ・(公財) 宮城県公害衛生検査センター
- ・(一財) 山形県理化学分析センター
- ・(公財) 福島県保健衛生協会
- ・(一財) 日本冷凍食品検査協会 仙台検査所*

*登録更新申請に係る事務取扱は関東信越厚生局が窓口となり、東北厚生局は立入検査を実施しました。

ウ 新規申請に係る登録及び製品検査の廃止

平成25年度において、実績はありませんでした。

実績推移 (平成21年度～平成25年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 登録検査機 関・検査施設数 | 12 施設 | 12 施設 | 10 施設 | 11 施設 | 11 施設 |

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

米国とEU(欧州連合)では、自国又はEU域内で水産食品を製造・加工する施設とこれらの国へ水産食品を輸出する国の製造・加工施設に対して、HACCPシステムに基づく衛生管理の導入を規則や指令で義務付けています。

また、韓国に輸出される冷凍食用鮮魚介類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められており、これらの手続き等は、従前、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課で対応していましたが、平成25年1月7日付け食安発0107第6号「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正により、同年2月から各地方厚生局で対応することとなりました。

さらに、中国向け輸出水産食品について中国政府から輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められることとなり、平成25年10月17日付け食安発1017第1号「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」により、平成26年1月1日より各地方厚生局にて衛生証明書の発行業務を行うこととなった。

(1) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

米国では水産食品のHACCPシステム導入に関する連邦規則を定め、平成9年12月から施行しました。

当該規則は米国へ輸出する全ての輸出国の水産食品にも適用されるため、厚生省(当時)は規則の施行時期に合わせて「対米輸出水産食品の取扱い要領」を定めました。

本要領では、製造・加工施設におけるH A C C Pの手法に基づいた衛生管理の実施、都道府県等による施設の認定、対米輸出水産食品の指名食品衛生監視員（厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名）による施設の監視、各地方厚生局による現地査察の実施等が定められています。

東北厚生局では、都道府県等の指名食品衛生監視員とともに現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱要領の遵守状況やH A C C Pシステムによる衛生管理等について確認しています（参考資料7（3）参照）。

② 根拠通知

- ・「対米輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成20年6月16日付け食安発第0616003号（医薬食品局食品安全部長通知）

③ 業務実績

平成25年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

- ・成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ・武輪水産(株)（青森県八戸市：しめ鯖）
- ・(株)中外フーズ（福島県伊達郡梁川町：味付数の子、ほっき、いい蛸等）

なお、認定の取り消しを行った施設は以下のとおりです。

- ・マルトモ（株）チルド仙台工場（平成25年4月4日「認定施設の取り下げ願い」が提出された。）

実績推移（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定施設数 | 5施設 | 6施設 | 3施設 | 4施設 | 3施設 |

（2）対EU輸出水産食品の認定加工施設への査察等

① 概要

EU（欧州連合）へ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はEUの定めた認定や登録要件に適合する必要があるため、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」）を添付することが義務付けられています。

そこで、厚生労働省と水産庁はEU側と協議の上で「対EU輸出水産食品の取扱要領」を策定し、当該要領に基づき国が認定・登録した施設のみがEUへ輸出することが可能となっています。

本要領では、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いや、H A C C Pシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行手順、対EU輸出水産食品の指名食品衛生監視員（厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名）による施設の監視、各地方厚生局による現地査察の実施等が定められています。

東北厚生局では、都道府県の指名食品衛生監視員とともに6ヶ月に1回以上の現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱要領の遵守状況やH A C C Pシステムに基づく衛生管理の状況等を確認しています。

なお、取扱要領では二枚貝の衛生要件が別途規定されていることから、東北厚生局では同要領に基づいて、青森県の貝類衛生対策委員会（県の衛生部局と水産部局の職員で構成）が毎年策定する「生産海域等のモニタリングに係るサンプリング計画書」の承認などを実施しています（参考資料7（4）参照）。

② 根拠通知

・「対EU輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成21年6月4日付け食安発第0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号
（厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官連名通知）

③ 業務実績

平成25年度は、以下の認定2施設について、現地査察を実施しました。

- ・成邦商事(株)：2回
（青森県青森市：冷凍ほたて卵付貝柱、脱殻済みほたて貝冷凍貝柱）
- ・極洋食品(株) 第2工場：1回（年度途中で認定の取り消しとなったため）
（宮城県塩釜市：冷凍食品（えびフリッター））

なお、青森県の輸出ホタテガイ関連においては加工施設以外に、陸奥湾東部海域に設置されているホタテガイの養殖・陸揚げ場（野辺地、むつ、川内の各漁港）と、衛生証明書の発行機関である青森市保健所への立入をそれぞれ1回実施しました。

認定の取り消しを行った施設は以下のとおりです。

- ・極洋食品(株) 第2工場（平成25年8月5日「認定施設の取り下げ願い」が提出された。）

実績推移（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現地査察施設数 | 2施設 | 2施設 | 2施設 | 2施設 | 2施設 |
| 査察回数 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 3回* |

＊ 極洋食品(株) 第2工場は年度途中で認定の取り消しになったため

(3) 対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

韓国に輸出される冷凍食用鮮魚介類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

本要領では、韓国向けに冷凍鮮魚介類等を輸出しようとする者が処理施設等を事前に登録する際の施設登録手順、各地方厚生局による証明書の発行手続き等を定めています。

東北厚生局では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査の上、

衛生証明書を発行すること、東北厚生局管内の登録施設を対象に必要な応じて監視等を実施することとしています。(参考資料7(5)参照)

② 根拠通知

- ・韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について
平成25年1月7日付け 食安発0107第5号
(医薬食品局食品安全部長通知)

③ 業務実績

平成25年度においては、衛生証明書を1件発行しました。

認定の取り消しを行った施設は以下のとおりです。

- ・(株)カネサ食品(平成26年8月26日「認定施設の取り下げ」申請が提出された)

(4) 対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

① 概要

中国に輸出される水産食品については、処理施設等の事前登録及び輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められます。

本要領では、中国向けに水産食品を輸出する際の行政機関による証明書の発行手続き等を定めています。

東北厚生局では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査の上、衛生証明書を発行することとしています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、平成26年4月1日現在、305施設(うち、福島県及び宮城県については、原発事故の影響で輸出停止)あり、必要なに応じて監視等を実施することとしています。

② 根拠通知

- ・中国向け輸出水産食品の取扱いについて
平成25年10月17日付け 食安発1017第1号
(医薬食品局食品安全部長通知)

③ 業務実績

平成25年度は、衛生証明書を92件発行しました。

4 対米、対シンガポール及び対香港輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国への食肉の輸出は、我が国の口蹄疫の発生の影響で平成22年以降中止となり、さらに東日本大震災における東京電力福島第一原発事故による放射能問題により同国への輸出禁止措置がとられていましたが、平成24年8月24日から再開されることとなりました。

米国へ食肉を輸出する際には、厚生労働省が施設・設備、とさつ・解体及び分割の方法、施設等の衛生管理、食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。平成2年5月24日に「対米輸出食肉を取り扱おうと畜場等の認定要綱」が発出されました。

本要領では施設・設備の構造に関すること、HACCP方式による衛生管理及び食肉検査等が定められています。

シンガポールへの食肉の輸出は、わが国のBSE発生の影響で平成13年以降中止となっていましたが、平成21年から再開されることとなりました。

輸出の再開にあたっては、同国の農食品獣医庁（AVA）が事前にと畜加工処理施設を認定するとともに、平成21年5月14日に「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」が発出されました。

香港への食肉の輸出は、香港食物環境衛生署との協議のもと「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要項」が定められており、香港への輸出条件は対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要項に個別の条件を加えたものとなっています。

東北厚生局では、所管する岩手県の認定と畜加工処理施設について、取扱要領に基づく適正な実施状況を確認するとともに、食肉衛生検査所の衛生証明書の管理状況等を確認するため、毎月1回査察を実施しています（参考資料7（6）参照）。

（2）根拠通知

- ・「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」
 - * 平成2年5月24日付け衛乳第35号（厚生省生活衛生局長通知）
 - 最終改正：平成25年12月27日付け 食安発第1227第2号
- ・「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」
 - * 平成21年5月14日付け食安発第0514001号（医薬食品局食品安全部長通知）
 - 最終改正：平成25年3月28日付け 食安発第0328第11号
- ・「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」
 - * 平成19年2月15日付け 食安発第0215001号（医薬食品局食品安全部通知）
 - 最終改正：平成25年12月27日付け 食安発第1227第5号

（3）業務実績

平成25年度は、認定された以下の施設について、毎月1回の現地査察を実施しました。

- ・(株)岩手畜産流通センター（岩手県紫波郡紫波町：牛肉）

実績推移（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 現地査察施設数 | 1施設 | 1施設 | 1施設 | 1施設 | 1施設 |
| 査察回数 | 8回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |

5 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び 監査指導業務

（1）概要

年間30万羽の処理羽数を超える大規模食鳥処理場では、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、都道府県の食鳥検査員（獣医師）が鶏1羽ごとに疾病及び異常の有無を検査し、また、食鳥処理場への監視・指導等を行うこととしています。

そして同法では、都道府県知事等がこれら業務の全部又は一部業務を厚生労働大臣の指定する検査機関（一般社団法人又は一般財団法人に限定）に委任させ、当該検査機関の獣医師に行わせることが出来るとしています。

東北地方には、養鶏の盛んな青森県と岩手県の2ヶ所に指定検査機関が設置されているため、東北厚生局では所管する各々の検査機関について、事業計画等の認可申請等に係る審査・認可業務のほか、指定基準の遵守状況の確認のための立入検査などを実施しています。

（2）根拠法令等

ア 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条～35条、37条、38条

イ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二一条の規定に基づき厚生大臣が指定する検査機関の指定等について」

*平成4年1月24日付け衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

（3）業務実績

平成25年度は、事業計画等に係る認可申請2件、役員選任に係る認可申請3件、事業計画等に係る変更認可申請2件および業務規定に係る変更について認可しました。

また、法第38条第2項の規定に基づく立入検査を、（一社）岩手県獣医師会食鳥検査センターに対して1回実施しました。

（4）指定検査機関（2施設）

（参考資料7（7）参照）

実績推移（平成21年度～平成25年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 事業計画等に係る認可数 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 |
| 役員選任に係る認可数 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 3 件 | 3 件 |
| 事業計画等に係る変更認可数 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 |
| 業務規程に係る変更認可数 | 1 件 | 1 件 | 2 件 | 0 件 | 2 件 |

6 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

（1）概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果を虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、更にそれらの食品では長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向にあります。

このような状況の下、著しく事実と相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、消費者が必要とする診療の機会を逸する等、健康に重大な支障を引き起こす

可能性があります。

そこで、健康増進法第32条の2において、内閣府令で定める事項に著しく相違する又は著しく誤認させる場合、それらの虚偽又は誇大な広告を禁止しています。

東北厚生局では消費者庁及び都道府県等と連携し、同条文に違反する不適正な広告等が行われた食品の排除に努めています。

(2) 根拠法令等

ア 健康増進法第32条の2、第32条の3第1項及び第2項

イ 健康増進法第32条の3第3項において準用する第27条第1項

ウ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第20条において準用する第32条の2第1項

エ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」

＊平成15年8月29日付け薬食発第0829008号（厚生労働省医薬食品局長通知）

オ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」

＊平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号

（厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長及び監視安全課長通知）

(3) 業務内容

ア 都道府県等との連絡調整等

疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去

イ 消費者庁との連絡調整等

報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は消費者庁が専任）

ウ 事業者への指導等（消費者庁が専任するネット事業等を除く）

改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

(4) 平成25年度業務実績

ア 自治体からの事例報告の受理件数21件

イ 平成25年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会の開催

（平成26年1月20日東北厚生局会議室：自治体担当者46名参加）

実績推移（平成21年度～平成25年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 自治体からの事例報告の受理件数 | 76 件 | 68 件 | 26 件 | 22 件 | 21 件 |

7 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合、又は食中毒患者の所在地が複数の都道

府県に渡る広域食中毒の場合であって、食品衛生上の危害の発生を防止するために緊急を要する際には、法第60条の規程に基づき、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求めることが出来ます。

また、食品安全部監視安全課においては、事故の発生状況に応じて現場への地方厚生局員の派遣を指示し、厚生局の職員は都道府県等と連携して事例に対応することとしています。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第28条、第58条、第59条、第60条
- イ 食品衛生法施行令第36条、第37条
- ウ 食品衛生法施行規則第72条～第77条

(3) 平成25年度の業務実績

平成25年度においては、実績はありませんでした。

8 自由販売証明書の発行業務

(1) 概要

輸出相手先国の通関関係機関等に提出又は提示するための、我が国で製造され、国内で問題無く流通している食品であることを証明する書面（自由販売証明書）の発行を行います。

自由販売証明書は個々の輸出食品の安全性を保証するものではありません。また、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではありません。

(2) 根拠法令等

- ア 「自由販売証明書の発行について」
*平成25年6月17日付け 食安発0617第1号

(3) 平成25年度の業務実績

平成25年度においては、実績はありませんでした。

VIII 保険年金課

保険年金課は、サラリーマンと事業主などの生活の安定を守るため、健康保険組合、全国健康保険協会支部、企業年金及び国民年金基金の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合とは、常時 700 人以上の従業員がいる事業所、または同業・同種の事業所を集めて 3,000 人以上の従業員がいる事業所が、事業主の申請によって厚生労働大臣の認可を得て設立するものであり、全国健康保険協会（協会けんぽ）と同じく健康保険の事業を運営する保険者です。健康保険組合が保険者となって運営する健康保険を「組合管掌健康保険」といい、従業員 700 人以上の大企業体を母体としてつくられた健康保険組合を単一健保組合、同業・同種の事業所によって組織された健康保険組合を総合健保組合といいます。

東北厚生局では健康保険組合の健全な運営を図ることにより組合員の利益を守るため、健康保険組合が行う業務について次のとおり指導監督を行っています（参考資料 8（1）参照）。

○ 健康保険組合の監督に関すること

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関すること
- ② 運営の指導監督（監査）に関すること
- ③ 解散、合併等の事務指導に関すること
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第 29 条、第 205 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 80 号、第 718 条第 3 号

(3) 業務実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 指導監査 | 10 組合 | 12 組合 | 11 組合 | 11 組合 | 11 組合 |
| 指定健保組合の指定 | 0 組合 | 0 組合 | 1 組合 | 1 組合 | 0 組合 |
| 解散・合併認可 | 1 組合 | 0 組合 | 3 組合 | 0 組合 | 0 組合 |
| 規約改正等認可 | 33 件 | 34 件 | 49 件 | 33 件 | 19 件 |
| 届出・報告等 | 619 件 | 693 件 | 711 件 | 648 件 | 696 件 |
| 公法人証明・印鑑証明 | 11 件 | 12 件 | 28 件 | 29 件 | 22 件 |

[指導監査における主な指導内容]

- ・ 任意継続被保険者にかかる保険料の前納制度の周知がされていないため、前納制度について周知し、被保険者が納付方法を選択できるようにすること。
- ・ 個人情報保護管理規程に基づき個人情報の利用目的を特定し公表すること。
- ・ 通知に基づき「固有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示、訂正、利用停止等に係る取扱要領」を整備すること。
- ・ 前期高齢者医療費の適正化は、組合財政の安定や後期高齢者医療制度の基盤の安定化に資するものであることから、レセプトデータ等を活用し状況を把握のうえ、前期高齢者医療費の適正化事業を積極的に行うこと。

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金とは、企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

また、国民年金基金とは、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の2種類に大別されます。

地域型基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立され、それぞれの都道府県に住所を有する国民年金第1号被保険者が加入でき、職能型基金は、25職種について平成3年5月より順次設立され、国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第1号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、基金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、基金が行う業務について次のとおり指導監査を行っています（参考資料8(2)、8(3)参照）。

○ 厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること

- ① 運営の指導監督（監査）に関すること
- ② 規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること
- ③ 解散・合併等の事務指導に関すること
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること
- ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- ・ 厚生年金基金令第56条
- ・ 国民年金法第141条、第142条、第142条の2
- ・ 国民年金基金令第53条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第81号、第718条第4号

(3) 業務実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 厚年基金指導監査 | 7 基金 | 11 基金 | 11 基金 | 6 基金 | 8 基金 |
| 国年基金指導監査 | 2 基金 | 2 基金 | 2 基金 | 2 基金 | 2 基金 |
| 指定基金の指定 | 0 基金 | 2 基金 | 3 基金 | 0 基金 | 0 基金 |
| 解散に伴う指導監査 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 |
| 解散認可実地監査 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 | 0 基金 |
| 将来返上認可 | 1 基金 | 1 基金 | 0 基金 | 0 基金 | 1 基金 |
| 過去返上認可 | 0 基金 | 1 基金 | 2 基金 | 0 基金 | 1 基金 |
| 規約改正等認可 | 87 件 | 71 件 | 79 件 | 158 件 | 84 件 |
| 届出・報告等 | 442 件 | 476 件 | 607 件 | 693 件 | 631 件 |
| 公法人証明 | 13 件 | 12 件 | 12 件 | 12 件 | 37 件 |

[厚生年金基金の指導監査における主な指導内容]

- ・ 会計伝票の起票者と現金の出納担当者は、原則として別人とすること。
- ・ 随意契約の際には、二人以上の者からの見積書を取得すること。

[国民年金基金の指導監査における主な指導内容]

- ・ 効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

3 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、運営形態により企業が実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施し確定給付型企业年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」の2つに大別され、いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額を基に給付額が決定されます。

東北厚生局では、確定拠出年金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について指導監督を行っています。

○ 確定拠出年金事業の監督（事業主に係るものに限る。）に関すること

- ① 運営管理機関の指導監督に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第 103 条、第 104 条、第 114 条第 3 項
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条 5 号

(3) 業務実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 規約変更 | 17 件 | 33 件 | 28 件 | 49 件 | 40 件 |
| （うち新規承認） | （4 件） | （15 件） | （15 件） | （8 件） | （10 件） |
| 届出報告等 | 117 件 | 125 件 | 140 件 | 153 件 | 160 件 |

4 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の 2 つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、確定給付企業年金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所及び確定給付企業年金基金が行う業務について指導監督を行っています。

○ 確定給付企業年金事業の監督に関すること

- ① 事業主等の指導監督（監査）に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 確定給付企業年金法第 101 条、第 102 条、第 104 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条第 5 号

(3) 業務実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 規約承認 | 73 件 | 117 件 | 348 件 | 35 件 | 16 件 |
| （うち新規承認） | （44 件） | （57 件） | （173 件） | （1 件） | （1 件） |

| | | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 大臣承認(認可)書類の受付進達等 | 215 件 | 186 件 | 148 件 | 53 件 | 61 件 |
| 届出報告等 | 308 件 | 458 件 | 601 件 | 814 件 | 993 件 |
| 公法人証明 | 17 件 | 17 件 | 7 件 | 4 件 | 4 件 |
| 書面監査 | | | 24 件 | 122 件 | 120 件 |
| (書面監査後の実地監査) | | | (6 件) | (48 件) | (40 件) |

〔指導監査における主な指導内容〕

- ・ 規約で引用している労働協約が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。
- ・ 規約に従い、裁定請求書には生年月日を証する書類を添付させること。
- ・ 資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
- ・ 企業年金等に関する個人情報の取扱いについては、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、必要な教育及び研修を実施すること。
- ・ 業務概況の周知については、毎事業年度 1 回以上、加入者に周知すること。

5 農業者年金基金に関する業務

(1) 概要

農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としており、平成 14 年 1 月 1 日から農林水産大臣が単独で所管、平成 15 年 10 月 1 日からは独立行政法人へ移行しました。

農業者年金基金業務受託者への指導監督は、旧制度の年金給付について特に必要と考えられる場合にのみ実施することとしています。

(2) 業務実績

平成 14 年度～25 年度指導監査該当業務受託者なし。

6 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会とは、中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）を運営していた国（社会保険庁）に替わり、平成 20 年 10 月 1 日に新たに設立されたものです。

東北厚生局では、全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることで被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監督を行っています（参考資料 8（4）参照）。

- 全国健康保険協会の行う業務に関すること
 - ① 全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること
 - ② 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること
 - ③ 全国健康保険協会が行う立入検査等に関する認可に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第7条の38、同条の39
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第77号及び第78号、第718条第1号及び第2号

(3) 業務実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指導監査支部 | / | 2支部 | 2支部 | 2支部 | 2支部 |

[指導監査における主な指導内容]

- ・ 過去の見積合わせの結果により引き続き随意契約している事例が認められるため、契約事務処理規程に基づき、見積徴取し適正な契約を行うこと。
- ・ 高額療養費を請求していない被保険者に対し督促しているものの、高額療養費が未払いとなっているものがあるため、対応方法を検討すること。

IX 管理課

管理課は、医療法人や公益法人に関する定款変更認可等の業務、後期高齢者医療制度、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について

(1) 概要

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化され、医療法に規定された法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣の認可が必要です。

東北厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2以上の都道府県内において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

また、平成19年の医療法改正により、透明性の確保を図る観点から医療法人の定款若しくは寄附行為又は決算届について、請求があった場合にはこれを閲覧に供しなければならないこととなっております。（「東北厚生局管轄医療法人一覧」は参考資料9（1）参照）

(2) 根拠法令等

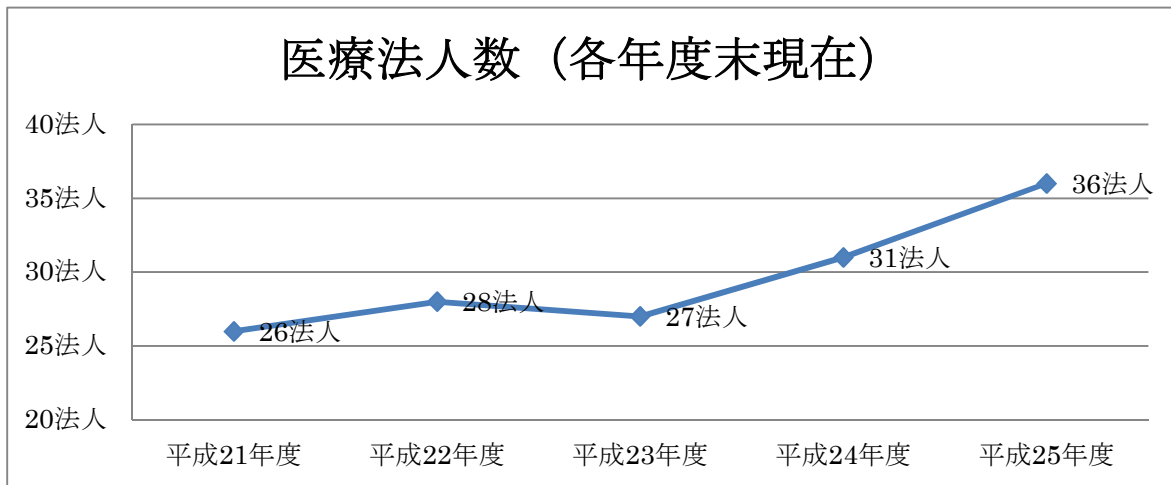
医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されています。

| | |
|-------------------|----------------------------|
| ア 定款変更認可・届出受理 | 医療法第50条 |
| イ 理事の特例の認可 | 医療法第46条の2第1項、医療法施行規則第31条の3 |
| ウ 理事長の特例の認可 | 医療法第46条の3第1項、医療法施行規則第31条の4 |
| エ 管理者たる理事の特例認可 | 医療法第47条第1項、医療法施行規則第31条の5 |
| オ 仮理事の選任 | 医療法第46条の4第5項 |
| カ 事業報告書等の届出受理 | 医療法第52条第1項 |
| キ 定款等の閲覧 | 医療法第52条第2項 |
| ク 立入検査 | 医療法第63条第1項 |
| ケ 措置命令 | 医療法第64条第1項 |
| コ 登記事項変更登記完了届出の受理 | 医療法施行令第5条の12 |
| サ 役員変更の届出の受理 | 医療法施行令第5条の13 |

アの定款変更認可及びイ～エの認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府

県知事を経由して行われます。その際、都道府県知事は必要な調査を行い、意見を付して進達することとされています。

(3) 医療法人数の推移



(4) 申請・届出実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 定款変更認可 | 15 件 | 18 件 | 16 件 | 20 件 | 32 件 |
| 決算届受理 | 24 件 | 29 件 | 29 件 | 28 件 | 33 件 |
| 役員変更届受理 | 20 件 | 25 件 | 28 件 | 26 件 | 27 件 |
| 登記事項変更登記完了届受理 | 34 件 | 40 件 | 38 件 | 37 件 | 53 件 |
| 特別代理人選任申請 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
| 定款等の閲覧 | 8 件 | 8 件 | 11 件 | 11 件 | 19 件 |

2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必

要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。

エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。

オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。

- ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・救急病院である旨を告示されていること。
- ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されます。

(2) 根拠法令等

- ア 租税特別措置法 第67条の2第1項
- イ 租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

(3) 実績

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 証明件数 | 24件 | 24件 | 26件 | 23件 | 21件 |

3 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外される（法人税が非課税とされる）こととなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

【適用基準】

- ア オープン病院事業を行うもの
 - 事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号
 - 収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号
- イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの
 - 事業要件 法人税法施行規則第6条第4号
 - 収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 根拠法令等

- ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ
法人税法施行規則第5条第6号
- イ 法人税法施行令第5号第1項第29号タ
法人税法施行規則第6条第4号
法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績（全て②無料低額な診療を行う法人）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 証明件数 | 17件 | 18件 | 19件 | 19件 | 18件 |

4 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています（「東北「厚生局所管後期高齢者医療広域連合一覧」は資料編9（3）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 技術的助言・指導監督 | 6広域連合 | 6広域連合 | 4広域連合 | 6広域連合 | 6広域連合 |

5 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています（「東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧」は参考資料9（2）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|------------|------------|--------------|-------------|-------------|
| 技術的助言・指導監督 | 6県6市3国保連合会 | 6県8市3国保連合会 | 4県6市町村2国保連合会 | 6県9市町3国保連合会 | 6県9市町3国保連合会 |

6 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています（「東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧」は参考資料9（4）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第28条、第30条

イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第 14 条

ウ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 監督 | — | 2 支部 (青森、宮城) | 2 支部 (山形、秋田) | 2 支部 (岩手、福島) | 2 支部 (青森、宮城) |

X 医療課

医療課は、指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査等業務に関する指導監督を行っています。

また、国の開設する病院等への監督や特定機能病院に対する医療監視などに関する業務を行っています。

1 各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること

(1) 概要

指導監査課（宮城県）及び各県事務所が行う指導監査等の業務について、進捗状況の把握及び業務支援を行っています。

(2) 各県事務所等

指導監査課（宮城県）、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所、福島事務所

2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること

(1) 概要

「国の開設する病院、診療所及び助産所」とは、厚生労働省、防衛省、法務省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院等です。

この国が開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

東北厚生局は、国が開設する病院等から提出された申請書、通知書の書類審査及び構造設備について、立入検査を実施しています。

(2) 根拠法令等

ア 医療法 第7条第2項、第27条

イ 医療法施行令 第4条第1項、第4条の2第2項、第4条の5

ウ 医療法施行規則 第24条第10号、第24条第11号、第29条第1項、第2項

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 開設承認事項の変更承認 | 100 件 | 96 件 | 110 件 | 118 件 | 124 件 |
| 開設承認事項の変更に伴う構造設備の使用承認 | 79 件 | 78 件 | 98 件 | 95 件 | 115 件 |
| 使用前検査(立入検査) | 33 件 | 17 件 | 23 件 | 26 件 | 20 件 |
| 各種届出の受理 | 185 件 | 116 件 | 118 件 | 143 件 | 123 件 |

(4) 対象医療機関

- ア 病院は 28 施設 参考資料 10 (1) 「国の開設する病院一覧 (東北)」 のとおり
- イ 診療所は 45 施設 参考資料 10 (2) 「国の開設する診療所一覧 (東北)」 のとおり
- ウ 助産所は設置なし

3 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査 (いわゆる医療監視) を行わせるため、医療法第26条の規定により命じられた職員です。

○ 特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等提供を行う場として、医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

○ 医療監視員を対象とした副教材資料の作成

東北厚生局では、管内の保健所等の医療監視員向けの院内感染対策のための副教材資料を作成し、医療監視員の院内感染対策に関する知識の修得等立入検査の質の向上を図りました。

(2) 根拠法令等

医療法 第 25 条第 3 項

(3) 実績

特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の6施設に対して年に1回実施しています。検査にあたっては、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応等について確認するなどの指導を実施しました。

参考資料10(3)「特定機能病院一覧」のとおり

X I 福祉指導課

福祉指導課は、社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する指導等を行っています。また、質の高い福祉サービスと、介護保険制度等の円滑な実施のために、自治体と事業所の双方への指導を行っています。

社会福祉法人

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁（国・都道府県・政令指定都市、中核市）の認可を受けて設立されます。

所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 根拠規定等

- ① 社会福祉法人の設立認可 社会福祉法第 31 条
- ② 社会福祉法人の定款補充 社会福祉法第 33 条
- ③ 社会福祉法人の定款変更認可 社会福祉法第 43 条
- ④ 社会福祉法人の解散認可 社会福祉法第 46 条
- ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 社会福祉法第 59 条 等

(3) 実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 定款変更認可 | 14 件 | 6 件 | 12 件 | 16 件 | 7 件 |
| 現況報告書受理 | 14 件 | 14 件 | 15 件 | 17 件 | 19 件 |

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

19 法人（参考資料 11(1)参照）

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 指導監査法人数 | 5 法人 | 6 法人 | 1 法人 | 4 法人 | 8 法人 |

社会福祉法人に対し指導監査を実施し、主な指摘事項は以下のとおりです。

《役員構成等の状況及び評議員会の状況》

- 社会福祉法人の業務運営に関して理事会及び評議員会のもつ役割の重要性を鑑みると、それぞれの議事について十分な審議を行い、各理事・評議員がそれぞれの役割を果たし、理事会及び評議員会の機能を全うできるよう、取り組むこと。

《監事監査の状況》

- 今後は、外部監査の導入を含めて監査の改善計画について報告を行うこと。

《会計管理の状況》

- 今後は、平成 12 年 2 月 17 日付社援施第 7 号厚生労働省社会・援護局～通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に基づき、適正な契約事務を行うよう取り組むこと。

3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査事務について、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行います。

(2) 根拠規定等

地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

平成 25 年度は実績なし。

障害福祉

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

(2) 根拠規定等 (平成 25 年度から障害者総合支援法に変わりました。)

障害者自立支援法第 2 条第 3 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項
地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実地指導 | 1 県 | 2 県 | 0 県 | 0 県 | 1 県 |
| 実地検証 | 3 市 | 2 市 | 0 市 | 0 市 | 1 市 |

平成 25 年度は 2 自治体に対し実施し、主な助言は下記のとおりです。

《指導・監査》

- 指導・監査が実施されていないので、実施方策の検討を行うこと。

介護保険

5 介護保険業務指導 (自治体指導)

(1) 概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等 (広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」) が介護保険法第 23 条及び第 5 章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 197 条第 2 項
地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---------|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 自治体指導件数 | 20 市 1 広域連合 | 8 町村 | 2 町村 | 12 町 | 12 町 |

平成 25 年度は 12 自治体に対し実施し、主な助言は下記のとおりです。

《指定》

- 変更届について提出期限を遵守するよう指導すること。
- 事業所の廃止についても公示を行うこと。
- 事業者の新規指定にあたっては、被保険者等による意見の措置を講じること。
- 新規事業の開始にあたっては、公募により事業者を募り適切な選定を行うこと。
- 介護保険法第 78 条の 2 第 6 項等の規定に基づき必要な措置を講ずること。

《要綱》

- 指導要綱を策定すること。
- 監査要綱を策定すること。

- 指導要綱については書面指導の削除を行うこと
- 実態に即した指導要綱に見直しを行い、計画的に実地指導を実施すること。

《指導・監査》

- 事業者の指導にあたっては、指導要綱に基づく実施計画及び実施方法に拠ること。
- 事業者の監査にあたっては、監査要綱に基づく実施方法に拠ること。
- 集団指導を実施し、情報提供等を行える場とすると共に、制度の適正化が図られるようにすること。
- 実地指導実施計画を作成すること。

《連携》

- 県・他市町村との連携を強化し、適切に情報交換を行うこと。

《苦情》

- 苦情処理に係る受理体制を策定すること。

《その他》

- 県等主催の研修会へ積極的に参加し、資質向上を自ら図ること。

6 介護保険業務指導（事業所指導）

（1）概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。

（2）根拠規定等

介護保険法第24条

（3）実績（平成21年度～平成25年度）

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所指導件数 | 21事業所 | 8事業所 | 2事業所 | 12事業所 | 12事業所 |

平成25年度は12の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対し実施。なお、文書による改善指導事項はありませんでした。

7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

（1）概要

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備が義務付けられました。

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が2以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行い

ます。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 届出受理件数 | 60 件 | 64 件 | 0 件 | 0 件 | 2 件 |
| 届出先区分の変更件数 | 2 件 | 5 件 | 3 件 | 4 件 | 5 件 |
| 届出事項変更件数 | 4 件 | 14 件 | 13 件 | 21 件 | 43 件 |

(4) 東北厚生局所管介護サービス事業者数 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

事業所等の数が 1 以上 20 未満の事業者 48 事業者
事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者 27 事業者
事業所等の数が 100 以上の事業者 1 事業者
計 76 事業者

8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

(1) 概要

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するための定期的な検査

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 33、34

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

(平成21年3月31日老発第0330077号老健局長通知)

(3) 実績 (平成 21 年度～平成 25 年度)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般検査 | 1 事業者 | 12 事業者 | 10 事業者 | 10 事業者 | 9 事業者 |
| 特別検査 | 0 事業者 | 0 事業者 | 0 事業者 | 0 事業者 | 1 事業者 |

《一般検査》

平成 25 年度は 9 事業者に対して一般検査を実施し、改善を要すると認められた事項はありませんでした。

《特別検査》

平成 25 年度は 1 事業者に対し特別検査を実施し、主な勧告事項は以下のとおりです。

- 介護保険制度における業務管理体制についての認識が不十分である。
- 法令等の違反や未然防止のためのモニタリング態勢やチェック機能が構築されていない。
- 法令遵守責任者の業務管理体制における役割及び権限が不明確である。
- 運営が事業所任せであり、本社が管理を行っていない。

X II 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。

指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

| 名 称 | 所在地 | 管轄区域 |
|-------|-----|------|
| 青森事務所 | 青森市 | 青森県 |
| 岩手事務所 | 盛岡市 | 岩手県 |
| 指導監査課 | 仙台市 | 宮城県 |
| 秋田事務所 | 秋田市 | 秋田県 |
| 山形事務所 | 山形市 | 山形県 |
| 福島事務所 | 福島市 | 福島県 |

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。

イ 健康保険法第 60 条、第 63 条、第 76 条、第 85 条、第 85 の 2 条及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。

ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。

エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び7月1日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則

ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

エ 指導大綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 1）

オ 指導大綱関係実施要領

（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 1）

カ 監査要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 2）

キ 監査要綱関係実施要領

(平成20年9月30日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添2)

ク 厚生労働省告示 第468号(平成20年9月30日)

(3) 実績

ア 保険医療機関等の指導監査状況 参考資料12(1)のとおり

イ 保険医療機関等及び保険医等数 参考資料12(1)のとおり

2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る)を行うこと

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 柔道整復師の施術料金の算定方法(昭和33年9月30日保発第64号)

イ 柔道整復師の施術に係る療養費について

(平成11年10月20日保発第144号・老発第682号)

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱

(平成11年10月20日保発第145号・老発第683号)

(3) 実績

柔道整復師の指導・監査状況 参考資料12(1)のとおり

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会(Ⅱ 企画調整課 参照のこと)は、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所(宮城県は指導監査課)が行っています。

(2) 根拠法令等

ア 社会保険医療協議会法第1条第2項

イ 社会保険医療協議会令第1条第1項

ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月1回、参集形式で部会を開催しています。

XIII 社会保険審査官

1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

2 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

ア 要件審理等

(ア) 要件審理

(イ) 補正、疎明

(ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

(エ) 却下の決定又は受理（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

イ 本案審理

(ア) 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・鑑定人に鑑定させる

・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

(イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

ア 決定書の作成

イ 決定書の送達

3 根拠法令等

(1) 健康保険法 189 条

(2) 厚生年金保険法 90 条

(3) 船員保険法 138 条

(4) 国民年金法 101 条

(5) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(6) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法

(8) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

(9) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 21 年度～平成 25 年度）

（平成 21 年度）※21 年度は 1 月～3 月

| 各法 | 相談対応件数 | 審査請求件数 | 決定件数 |
|---------|--------|--------|------|
| 健康保険法 | 17 | 16 | 12 |
| 厚生年金保険法 | 51 | 46 | 16 |
| 船員保険法 | 2 | 4 | 3 |
| 国民年金法 | 38 | 35 | 36 |
| 合計 | 108 | 101 | 67 |

（平成 22 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

| 各法 | 相談対応件数 | 審査請求件数 | 決定件数 |
|---------|--------|----------|------|
| 健康保険法 | 61 | (6) 41 | 38 |
| 厚生年金保険法 | 214 | (44) 223 | 176 |
| 船員保険法 | 1 | (0) 0 | 0 |
| 国民年金法 | 295 | (31) 290 | 248 |
| 合計 | 571 | (81) 554 | 462 |

（平成 23 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

| 各法 | 相談対応件数 | 審査請求件数 | 決定件数 |
|---------|--------|----------|------|
| 健康保険法 | 56 | (3) 36 | 33 |
| 厚生年金保険法 | 254 | (47) 267 | 239 |
| 船員保険法 | 0 | (0) 0 | 0 |
| 国民年金法 | 257 | (42) 383 | 363 |
| 合計 | 567 | (92) 686 | 635 |

（平成 24 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

| 各法 | 相談対応件数 | 審査請求件数 | 決定件数 |
|---------|--------|----------|------|
| 健康保険法 | 40 | (3) 36 | 36 |
| 厚生年金保険法 | 108 | (28) 277 | 220 |
| 船員保険法 | 0 | (0) 0 | 0 |
| 国民年金法 | 109 | (20) 235 | 194 |
| 合計 | 257 | (51) 548 | 450 |

（平成 25 年度）（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

| 各法 | 相談対応件数 | 審査請求件数 | 決定件数 |
|---------|--------|----------|------|
| 健康保険法 | 63 | (0) 42 | 33 |
| 厚生年金保険法 | 87 | (57) 291 | 205 |
| 船員保険法 | 0 | (0) 0 | 0 |
| 国民年金法 | 114 | (41) 234 | 189 |
| 合計 | 264 | (98) 567 | 427 |

XIV 麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、覚せい剤、大麻等の個々の規制薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性があります。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものです。その反面、それらの薬物が、ひとたび濫用されれば、その依存性故に自らの意思では制御できなくなり、薬物入手目的若しくは薬物購入資金入手目的での窃盗、強盗などの重大な二次犯罪や精神神経系の障害により発現する幻覚・妄想に基づく、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を誘発することがあります。

最近では、薬物取引により生じる莫大な収益が犯罪組織を増殖させ、さらに、テロ資金、特に、武器・爆弾購入費に流れ、それらがテロ活動に供され、その結果、薬物乱用により治安の悪化を招くこととなります。

さらに、薬物乱用者自身は、薬中心の生活を送り、性格異常、虚構癖、怠惰など人格的欠陥を示すのは常であり、次第に社会的信頼を失墜していき、経済並びに社会生活の破綻を引き起こします。また、薬物乱用者は自己中心的な生活をおくり、欲望の赴くまま行動し、思い通りにならなければ、ところかまわず、暴力に及びます。家族やその周囲にいる人達は、こうした薬物乱用者に引き回され、苦痛と恐怖の毎日を強いられることとなります。このように、薬物乱用の弊害は莫大なものとなります。

こうした状況において、麻薬取締部は、規制薬物の有用性を最大限活用し、一方で、これら規制薬物の濫用による弊害をなくし、公共の福祉の増進を図り、地域住民が安心して生活できるようにするため、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでます。

【主な業務】

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

【所管法律】

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）

2 平成 25 年度の主な業務

(1) 不正薬物の取締

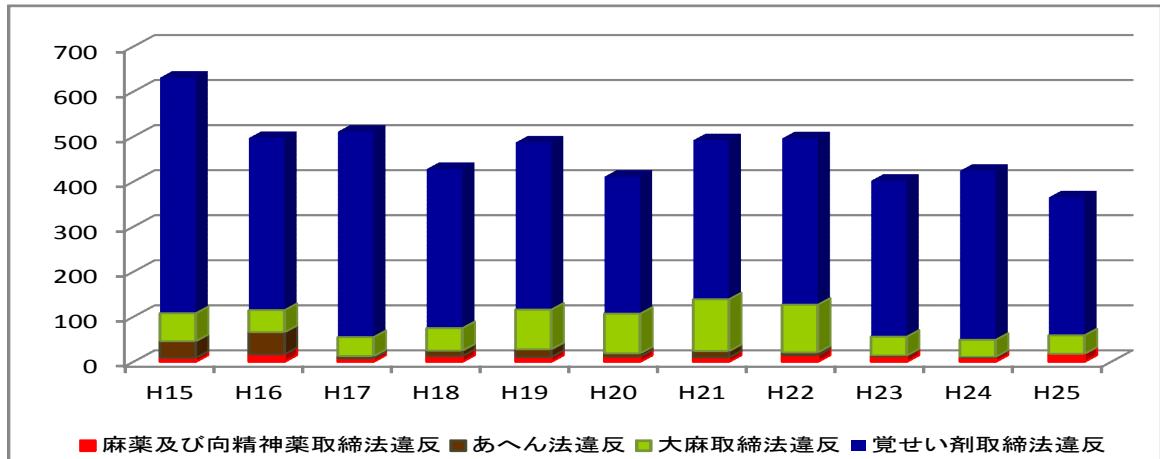
ア 薬物犯罪の捜査

我が国で最も乱用されている薬物は、依然として、覚せい剤です。平成 25 年における覚せい剤事犯での検挙者は、12,000 名で、検挙者数は、一時期に比べれば、減少し

ているように見えますが、未だに高水準で推移しています。加えて、全国的には、2003年以降、麻薬MDMAが若者層を中心に乱用されていること、そして、大麻事犯が、ここ数年減少傾向にはありますが、潜在的に乱用は続いています。

一方、東北管内は消費地域であり、傾向としては、全国的なものと同様であり、乱用薬物の主流は、覚せい剤、次いで大麻となっています。(図1)

図1 東北管内における法令別薬物事犯検挙者の状況



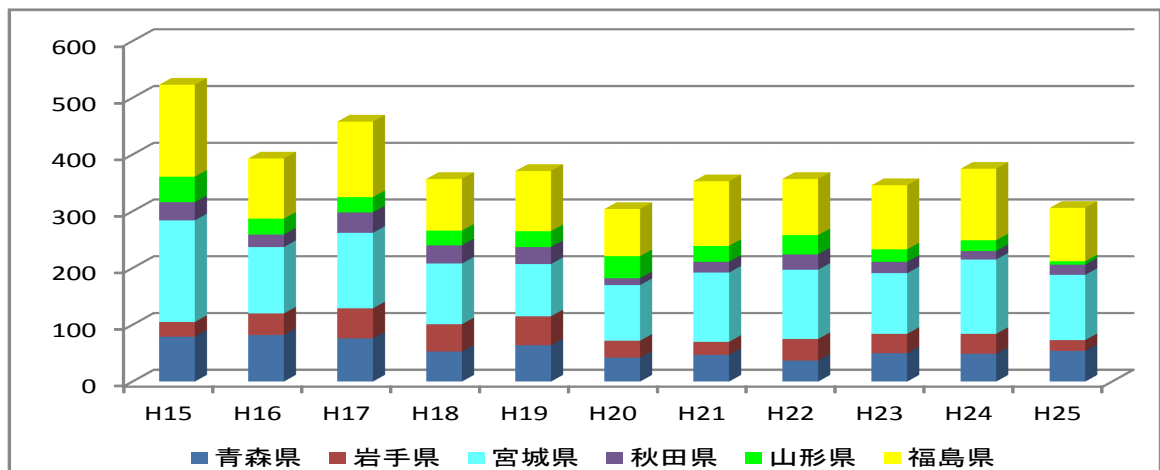
東北管内における全薬物事犯の検挙者数は、全国の約3%前後で推移しており、薬物汚染は少ない地域と言えるかもしれません。しかしながら、東北管内の薬物事犯の7割以上は覚せい剤事犯です。平成15年以降不正価格がかなり高騰した時期が続いたにも拘わらず、覚せい剤の乱用は衰えを見せません。これは、東北管内にも覚せい剤乱用市場が厳然として存在することを示しています。

大麻の乱用も全国的な傾向と同様に潜在的に乱用が続いている状況です。

さらには、5-Meo-DIPT、2C-1、TFMPP、GHBなどの他、平成24年7月に麻薬指定されたばかりのMDPVといったこれまで東北管内の乱用市場にはなかった麻薬も流れてきています。東北管内は、統計的には、汚染の程度は低いとはいえ、このように予断を許さない状況にあることは明らかです。

東北管内において事犯の最も多い覚せい剤事犯の検挙状況を県別に見てみますと、次のグラフに示すとおり、宮城県、福島県における検挙者が多く、この宮城県及び福島県における検挙者は、東北管内の全覚せい剤事犯検挙者の約70%を占めています。(図2)

図2 東北管内における覚せい剤事犯検挙者の状況(県別)



こうした状況において、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、特別司法警察員として、末端乱用者並びに供給元（密売人等）を検挙し、適切な刑を課すことにより猛省を促し、さらに、検挙した乱用者並びに供給者に対し、個別に薬物教育を施し、今後の同一事犯の再犯防止に努めており、需要抑制と供給遮断の両面から、地域環境を浄化し薬物汚染の脅威から地域住民を守るべく取り組んでいます。特に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生以降、「被災地には薬物を入れない」との方針をたて、被災地周辺での情報収集を強化し、密売人の検挙にも努めています。

密売ルートも多種多様に及び、特に、インターネットを悪用した薬物密売が大きな問題となっているところ、ネット監視も強化しており、これまでに管内から発せられていたインターネット販売サイトを発見し、その密売人を直ちに検挙し、東北管内においては新たな脅威と言える麻薬 TFMPP と BZP の合剤、麻薬メチロンの錠剤等麻薬の市場への流出を防ぎました。

このように麻薬取締部の捜査権をもって、覚醒剤、大麻並びに新たに出現した麻薬の密売ルートを断ち、地域環境の浄化に努めています。

一方、捜査面ばかりでなく、正規ルートからの横流れを防ぎつつ、麻薬等を必要とする患者等に適切且つ速やかに届けるべく、監視し、不適切な場合には、その是正を求め指導にあたるなどの業務を徹底して行うことも麻薬取締部の業務です。特に、東日本大震災後は、麻薬等を必要とする患者へ過不足なく適切に届くよう努めてきました。しかしながら、中には、外国から持ち込んだ医療用麻薬で呼吸困難にいたらしめ、健康被害を引き起こした医師など、麻薬等取扱者に刑罰を課すことにより患者等の利益を守る必要がある場合もあり、そうした場合には、速やかに捜査権も発動しています。

大麻事犯の検挙者については、平成 21 年をピークに減少していますが、それと引き替えに、「違法ドラッグ」の乱用が増加しています。これは、一般的に「合法ドラッグ」と称しているものです。「合法」と言えば、安全なものと思われがちですが、実際は非常に危険な物で、その使用によって、意識混濁、呼吸抑制などを引き起こし、救急搬送されたケースが後を絶たず、かつ、その使用がどんな症状をもたらすか、どの程度の精神症状を呈するかまったく予測ができません。

事実、こうした合法と称するとともに危険な薬物を使用し、

- ・人の顔を食べてしまったというマイアミゾンビ事件
の他、
- ・隣人の頬をかみちぎったマイアミゾンビ事件に類似した事案
- ・3 歳の子供を殴り、全裸のまま近所の人を襲いまくり、最後に犬を絞め殺した

という事案などが報告されています。

こうした薬物は、葉片状のもの（ハーブ）、液状のもの、粉末状のもので、通常、「お香」、「入浴剤」などと称し販売されていますが、いずれも大麻の成分に類似した成分、覚醒剤に類似した成分が混ぜられており、非常に危険なものなのです。



仙台市内においては、平成 24 年に自動販売機による販売も出現しています。

仙台市内に出現した違法ドラッグの自動販売機



かように薬物乱用問題は、益々、深刻な状況を呈しており、麻薬取締部としては、今後、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物取締はもとより、こうした違法ドラッグの流通阻止に向け、全力で取り組んでいく所存です。

イ 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの出席者を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、入国管理局、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北 6 県各県薬務主管課といった取締担当機関からの実務レベルの担当が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築さらには強化することを目的として開催しています。

平成 25 年度においては、北海道地区と東北地区合同にて山形県山形市にて、関係機関から約 80 名の出席を得、北海道・東北管内における情勢分析、取締上の問題とその対策のみならず、上述の違法ドラッグ対策についても、深い議論を行いました。

(2) 行政指導・監督

ア 許認可業務

麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物については、本来、その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図る一方、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用しようとするのが麻薬等薬物関係法の仕組みです。

麻薬取締部は、平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を行っています。

※平成 25 年度の主な許認可の件数

| | |
|------|-------|
| 免許関係 | 15 件 |
| 許可関係 | 313 件 |

こうした免許並びに許可に基づく、報告・届出についてチェックし、適正取扱い並びに不正流出のないことを確認も行っています。

この許可件数には、平成 19 年 9 月 1 日から認められるようになった麻薬小売業者の免許を持つ薬局間の麻薬譲渡許可が含まれ、その申請件数は年々増加しています。この麻薬小売業者間譲渡許可制度とは、在庫不足のため、患者の求める調剤に応じられない場合に限り、その不足麻薬について、認められたグループに属する薬局から譲渡を受けることにより速やかに調剤の上、患者へ必要とする麻薬を提供するという制度です。麻薬取締部は、患者の利益を優先に、ターミナル・ケアの推進を図るべく、速やかに審査し、迅速な処理に努めているところであり、平成 25 年中には、50 グループ 258 薬局に麻薬小売業者間譲渡許可を行いました。

イ 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にある。これに対する立入検査を実施している他、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査を実施し、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認する一方、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にある場合、その他不適切な取扱い等がある場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱業者の免許の有効期間が最大 2 年間であり、その有効期間内に 1 回は実施することとしています。

平成 25 年度において、発見された違反のほとんどについては、地域住民の利益を第一とし、行政指導により改善を図りました。しかし、24 年度には医師が外国から持ち込み、これを人に譲渡、その譲渡された者がむやみに使用し、呼吸困難を呈し搬送救急された重大な事案があり、25 年度にも、外国から治療薬として日本に麻薬を持ち込んだ事例が 3 件あり、いずれも 24 年度同様、大きな健康被害も引き起こしかねないものと判断されたため、捜査に着手しました。こうした重大違反に対する捜査権の発動も適正な流通を確保し、麻薬等を必要とする患者へ適切にお届けし、有益性を活用するための措置です。

ウ その他指導監督

これまでも、医療機関、卸売業者における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の適正取扱いに向けた研修会に講師として職員を派遣しています。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一の認識の下で適切な指導にあたるべく、平成 22 年度以降、検討会を設置し、取締上の問題点について協議しています。これにより、横流れ等の事故を防止しつつ、患者へ適切に麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見だし、実施しているところです。

また、日々の業務において接した麻薬等の取扱上の問題について、管内各県並びに管内業者から照会があり、これについて助言並びに回答を行っています。

(3) 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということです。しかし、巷には、「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」、「1回くらいなら大丈夫」等といった誤った情報が氾濫し、こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、輝かしい人生であるはずが、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員研修会に講師派遣
- ・高等学校へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
- ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施

等を行っています。

※講師派遣実績

- ・平成 22 年度には、講師として職員を延べ 11 名派遣、約 1,780 名を対象に予防教育を実施しました。内 3 件は高校生対象。
- ・平成 23 年度は、震災の影響もあり、講演回数は減りましたが、延べ 8 名を派遣し、350 名を対象とした予防教育を実施しました。
- ・平成 24 年度は、講師として延べ 12 名派遣、約 1,580 名を対象とした予防教育実施。内 3 件は、管内高等学校の高校生対象。他、日頃、薬物問題に関わっている専門家を対象としたもの、薬物指導教育者の養成のためのものがありました。
- ・平成 25 年度は、講師として延べ 10 名派遣、約 1,150 名を対象とした予防教育実施。内 3 件は、中・高校生を対象としたもの。他、日頃、薬物問題に関わっている専門家を対象としたもの、薬物指導教育者の養成のためのものがありました。

加えて、被災地への薬物進入を阻止するため、仮設住宅でも個別に薬物教育を実施しました。

※仮設住宅 10カ所 対象 仮設住宅にお住まいの方 200名

こうした予防教育は、諸刃の刃になる恐れもあり、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もあるため、実施した高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための予防教育の方法を模索しつつ、現役麻薬取締官を派遣し予防教育を行っています。そして、講演後に無記名にて感想文の提出をお願いしています。多くの高校生から「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、止める」等のコメントを得ており、一定の成果が認められました。特に、こうしたコメントの中に、「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありましたが、「勧められたが、やらなくてよかった」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

また、平成 24 年度に秋田市にて開催した「麻薬・覚醒剤乱用防止運動秋田大会」では、地元のアイドル、地元ヒーローをコラボさせ、薬物乱用問題をテーマに寸劇を行い、最後に地元アイドルによる大会宣言で締めくくりました。この寸劇については、会場からも薬物のめりこむ過程がわかりやすい、大会宣言については「ダメ、ゼッタイ」のメッセージが伝わったとの評価を得ており、この寸劇と大会宣言についてDVDを作成し、秋田県内の小学校、中学校、高等学校、計 500 カ所に啓発資材として配布しました。

平成 25 年度には、盛岡市にて「麻薬・覚醒剤乱用防止運動盛岡大会」を開催し、水泳のメダリストを招聘し、当メダリストと地元高校生とのディスカッションを通じて、薬物乱用の恐ろしさが訴えられ、さらに、高校生から、

- ・ルールを守ることが重要。

- ・薬物によらず、自分の能力だけで競うのがスポーツの醍醐味等の意見が寄せられ、十分にメッセージ発信がなしえたと評価されます。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈を行いました。宮城県在住の厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者については、東北厚生局長から伝達が行われました。

(4) 中毒者対策

ア 相談電話

昭和 61 年 10 月 1 日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としています。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

※平成 25 年の状況

計 28 件（前年 41 件）の相談受理。

内、最も多かったのが、覚醒剤に係る相談で 17 件。他、大麻に係る相談 2 件、向精神薬に係る相談 1 件に加え、違法ドラッグに係る相談 2 件あり、特に、違法ドラッグに関する相談内容は、使用をやめさせるための方法、及び、その後遺症への懸念に関するものでした。

こうした相談に対し、麻薬取締部は、最優先事項とし、これまでも、相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースや、薬物剤乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくはなく、生活の安寧を提供すべく即捜査に着手したケースも数件ありました。

イ 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供する、措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断するよう求め、その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

平成 25 年中には、犯罪性のある麻薬中毒事案は報告されていません。

ウ 薬物中毒者対策連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関等の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成 25 年度においては、札幌市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成 20 年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」の開催に合わせて、薬物問題についての相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図るべく、「再乱用防止対策講習会」を開催することになり、平成 25 年度も、これまで同様、前述の連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰のため地域へ結びつけるため、認知行動療法を活用した治療方法の紹介に加え、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

※平成 25 年度講習会参加者約 100 名

(5) 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートを通じて搬入されています。しかし、けし・大麻については、栽培による国内供給もあり、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

ア ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止
イ ハカマオニゲシ

麻薬及び向精神薬取締法にて、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコとともに、「麻薬原料植物」として規制され、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

ウ 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けし

を地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成 25 年度実績 けし 約 5.2 万株（前年約 4.2 万株）、
大麻 約 34.3 万株（前年約 50 万株）

平成 25 年中に抜去数は、けしがやや増加していること、また、大麻が前年に比べ減少しているものの、未だ、高水準にあることから、今後も監視を継続する必要があります。

XV 東日本大震災への対応について

■地震の概要（気象庁HPより）

地震名： 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」

地震発生時刻： 平成23年3月11日14時46分

発生場所（震源位置）： 三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）

規模（マグニチュード）： 9.0（モーメントマグニチュード）

最大震度： 7（宮城県栗原市）

■津波の観測値（気象庁HPより）

| 痕跡等から推定した津波の高さ | 観測点名 | 推定した津波の高さ | 観測点名 | 推定した津波の高さ |
|----------------|---------|-----------|------------|-----------|
| | 八戸（青森県） | 6.2m | 大船渡（岩手県） | 11.8m |
| | 宮古（岩手県） | 7.3m | 石巻市鮎川（宮城県） | 7.7m |
| | 釜石（岩手県） | 9.3m | 相馬（福島県） | 8.9m |

1 厚生労働省現地対策本部及び現地復興対策本部における活動

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応するため、厚生労働省は発災当日に災害対策本部を立ち上げると、翌12日には東北厚生局長を本部長とする現地連絡本部を設置しました。さらに14日にはこれを再編し、岩手県、宮城県、福島県の各県に現地対策本部を設置し、宮城の現地対策本部長には東北厚生局長が任命されました。

一方、内閣も発災後直ちに緊急災害対策本部を設置した後、宮城県には緊急災害現地対策本部、岩手県及び福島県には政府現地連絡対策室をそれぞれ設置しました。緊急災害現地対策本部には、東北厚生局総務管理官が厚労省関係体制の統括に、政府現地連絡対策室には岩手事務所長、福島事務所長がそれぞれ統括サブに任命されたほか、厚生労働本省からも多数の職員が現地に派遣されました。6月になって内閣に復興対策本部が新設されると、東北厚生局長はそれに伴って岩手県、宮城県、福島県の3県に設置された政府現地対策本部の本部員として復興事業の推進を支えることとなりました。

厚生労働省宮城現地対策本部では、本部内に作業チームを設置し、東北各県、各市町村との連絡体制の整備と厚生労働分野の要請への対応や、東北厚生局及び厚生労働関係機関のサービス提供体制に係る人的、物的被災状況の早期確認と対応を行うことを目的とした、情報収集等の活動を行うとともに、日々、現地対策本部会議を開催して概要を厚生労働本省に報告していました。これらの活動は、東北厚生局職員のほか、厚生労働本省や他の厚生局からの派遣者が7月末までに延べ1,000人以上が本部員となり、行われました。

発災から3ヶ月ほど経過した6月上旬には、被災地域においては緊急的、応急的を脱したとみて、これまで行ってきた避難所の状況把握中心の活動から、被災自治体における復興の取組を支

援することに重点を移すこととしました。

同年9月20日には、厚生労働省に復興対策本部が設置され、東北厚生局にその支部として宮城現地復興対策本部が設置されました。この頃から、東北厚生局においては、被災した市町村や関係団体等に対して、厚生労働省第三次補正予算に関する説明会や、被災者の心のケア対策、介護保険事業等についての勉強会、意見交換会などを度々開催し、制度の周知、課題の把握等を図ることとしました。

その中でも被災者の心のケア対策については、平成24年度以降も、岩手県心のケアセンター主任会議、みやぎ心のケアセンター管理者会議及びふくしま心のケアセンター月例会議へ出席し、引き続き状況及び課題の把握等を行っています。

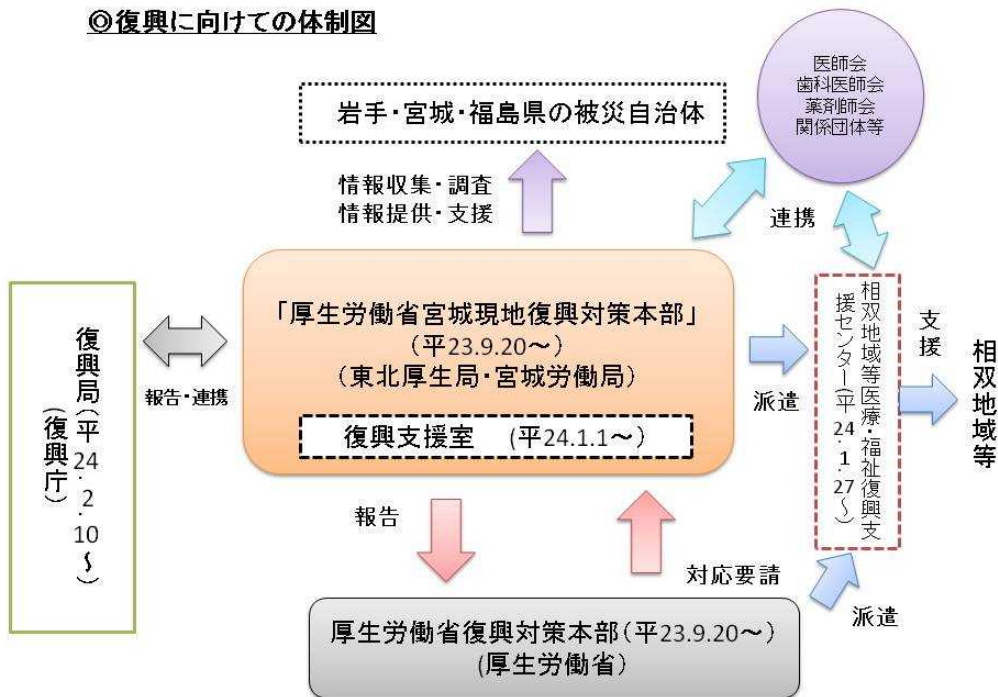
2 復興支援室における活動

平成24年1月、企画調整課内に復興支援室を設置し、被災自治体へのバックアップ体制を強化するとともに、現地復興対策本部の機能を事実上引き継ぎ、被災地の情報収集、各種会議等への出席や勉強会の開催などの復興支援に係る取組を拡充し、継続的に復興支援業務を行ってきました。(資料1)

主な業務は以下のとおりです。

- ① 被災市町村、こころのケアセンター、NPO法人、社会福祉協議会との意見交換等の実施。また、被災市町村の状況や仮設住宅の現状・課題等を把握し、厚生労働省などへの連絡及び報告等。
- ② 厚生労働省等の被災地視察時における関係機関等との連絡調整等。
- ③ 厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターへ職員を常駐させ、福祉サービス等の確保のため情報収集活動や福祉施設の従事者確保支援を実施。
- ④ 復興庁宮城復興局などが主催する連絡会議等に参加し、被災地の復興支援状況の説明や他省庁における復興支援の状況の情報収集等を実施。

◎復興に向けての体制図



3 相双地域等医療・福祉復興支援センターにおける活動

平成 24 年 1 月 27 日に福島県相双保健福祉事務所内に設置された厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センターに当局職員を常駐させ、相双地域等の福祉施設などのニーズ把握や同施設の従事者確保をするための支援等を行うこととしました。

*相双地域等：南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡（2市7町3村）及びいわき市

主な活動実績は以下のとおりです。

○関係機関等への訪問状況：平成25年4月1日～平成26年3月31日まで

| | 延べ件数 | 内訳 |
|---------|------|------------|
| 国・県 | 5 | 福島県関係部局等 |
| 市町村 | 12 | 南相馬市、相馬市等 |
| 関係団体 | 7 | 社会福祉協議会等 |
| 介護・老人施設 | 78 | 特別養護老人ホーム等 |
| 障害者施設 | 27 | 障害者支援施設等 |
| 仮設住宅 | 5 | |

4 東北厚生局復興支援本部

東日本大震災被災地を幅広く支援するために、平成 24 年 5 月、東北厚生局内に東北厚生局復興支援本部が設置されました。復興支援室では、各本部員の活動等についての情報共有及び情報提供を図るための報告会を毎月開催し、会議概要等を本省復興対策本部へ報告しています。

【東北厚生局復興支援本部報告会開催実績（平成 25 年度）】

平成 25 年 4 月 17 日 第 11 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 5 月 8 日 第 12 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 6 月 5 日 第 13 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 7 月 3 日 第 14 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 9 月 4 日 第 15 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 10 月 9 日 第 16 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 11 月 6 日 第 17 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 12 月 4 日 第 18 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 1 月 8 日 第 19 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 25 年 2 月 12 日 第 20 回東北厚生局復興支援本部報告会
 平成 26 年 3 月 11 日 第 21 回東北厚生局復興支援本部報告会

5 災害復旧費国庫補助金業務について

(1) 概要

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されております。

なお、平成 25 年度から保健衛生施設等の設備に係る災害復旧費の事務についても本省から地方厚生（支）局に委任されております。

(2) 災害復旧事業の実施

平成 25 年度は、昨年度に引き続き被災 3 県 2 市との実務打合せを行うなど、災害査定を円滑に進めて、迅速な対応を行いました。

この結果、下表のとおり、移転新築など計 27 件の調査（査定）を実施し、調査決定額は 9,250 百万円となりました。

○表 平成 25 年度調査（査定）実施分

【自治体別・施設種類別内訳】

（単位：件、千円）

| | 児童関係施設 | | 障害者関係施設 | | 高齢者関係施設 | | 保健衛生施設等 | | 計 | |
|------|--------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|----|----|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 岩手県 | 2 | 286,480 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 286,480 |
| 宮城県 | 6 | 463,131 | 0 | 0 | 1 | 1,015,500 | 0 | 0 | 7 | 1,478,631 |
| 福島県 | 5 | 9,124 | 2 | 930,568 | 3 | 1,070,935 | 0 | 0 | 10 | 2,010,627 |
| 仙台市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 5,038,430 | 0 | 0 | 7 | 5,038,430 |
| いわき市 | 1 | 436,484 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 436,484 |
| 計 | 14 | 1,195,219 | 2 | 960,568 | 16 | 7,124,865 | 0 | 0 | 27 | 9,250,652 |

（注）件数には、応急仮設施設の協議審査が含まれる。

(参考)

■被災3県の社会福祉施設等の被害 (厚生労働省社会・援護局 平成23年5月13日時点まとめ)

| | 施設数 | 被災施設数 | 児童福祉施設 | | 老人福祉施設 | | 障害福祉施設 | | その他福祉施設 | |
|-----|-------|-------|--------|------|--------|------|--------|------|---------|------|
| | | | 全壊 | 一部損壊 | 全壊 | 一部損壊 | 全壊 | 一部損壊 | 全壊 | 一部損壊 |
| 岩手県 | 2,142 | 208 | 12 | 29 | 9 | 92 | 9 | 56 | 0 | 1 |
| 宮城県 | 2,712 | 333 | 13 | 131 | 2 | 54 | 11 | 122 | 0 | 0 |
| 福島県 | 2,352 | 334 | 2 | 92 | 1 | 168 | 0 | 70 | 0 | 1 |
| 合計 | 7,206 | 875 | 27 | 252 | 12 | 314 | 20 | 248 | 0 | 2 |

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。
 ※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

■被災3県の病院の被害および診療機能の状況 (厚生労働省医政局 平成23年4月28日時点まとめ)

| | 病院数 | 病院建物の被害状況 | | 診療機能の状況 | | |
|-----|-----|-----------|------------|---------|---------|-------|
| | | 全壊 | 一部損壊 ※1 | 外来の受入制限 | 入院の受入制限 | 受入不可 |
| 岩手県 | 94 | 4 | 60 | 5 | 7 | 8 |
| 宮城県 | 147 | 5 | 123 | 17 | 13 | 18 |
| 福島県 | 140 | 2 | 113 | 14 | 20 | 23 ※2 |
| 合計 | 381 | 11 | 296 | 36 | 40 | 49 |

※1 全壊および一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。
 ※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、福島第一原発20km圏内の医療機関が7ある。
 ※3 災害拠点病院については、県立釜石病院（岩手県）で入院制限、気仙沼市立病院（宮城県）で外来制限、県立宮古病院（岩手県）、石巻赤十字病院（宮城県）、南相馬市立総合病院（福島県）で入院・外来制限。（平成23年5月6日時点）
 ※4 一部確認中の病院がある。

■東日本大震災における災害拠点病院の被害状況 (厚生労働省医政局指導課 平成23年7月1日時点)

| | 病院数 | 東日本大震災による被害状況 | | 診療機能の状況 | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|---------------|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 全壊 | 一部損壊 | 外来の受入制限 | | | 外来受入不可 | | | 入院の受入制限 | | | 入院受入不可 | | |
| | | | | 被災直後 | 5/17現在 | 6/20現在 | 被災直後 | 5/17現在 | 6/20現在 | 被災直後 | 5/17現在 | 6/20現在 | 被災直後 | 5/17現在 | 6/20現在 |
| 岩手県 | 11 | 0 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 宮城県 | 14 | 0 | 13 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 福島県 | 8 | 0 | 7 | 4 | 1※ | 1※ | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1※ | 0 | 1※ | 0 |
| 合計 | 33 | 0 | 31 | 20 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 18 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 |

※緊急時避難準備区域

- 被災地の災害拠点病院のうち31病院は一部損壊で、全壊は0であった。（一部損壊には、建物の一部が利用不可能になるものから施設の損壊まで含まれる。）
- 7月1日時点では、県立釜石病院（岩手県）、緊急時避難準備区域の南相馬市立総合病院（福島県）で入院・外来制限を行っている。

平成25年度 復興局主催会議実績

○岩手復興局

| | |
|------------|-------------------------------|
| 平成25年4月26日 | 岩手復興関係省庁連絡会議 (長島復興大臣政務官出席) |
|------------|-------------------------------|

○宮城復興局

| | |
|-------------|----------------|
| 平成25年4月25日 | 第12回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年5月30日 | 第13回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年6月26日 | 第14回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年7月30日 | 第15回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年8月27日 | 第16回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年9月25日 | 第17回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年10月29日 | 第18回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年11月26日 | 第19回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成25年12月25日 | 第20回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成26年1月28日 | 第21回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成26年2月26日 | 第22回宮城復興局員連絡会合 |
| 平成26年3月28日 | 第23回宮城復興局員連絡会合 |

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料(2)

| 日付 | 主な事項 | 訪問地域 | 訪問先内訳 | | |
|----------|---|-------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| | | | 自治体等 | 避難所・仮設住宅・社会福祉施設等 | 保健所・医療機関等 |
| 4/4 | 木 被災地視察 | ○東松島市・石巻市・女川町 | ○石巻市役所・女川町役場 | ○石巻開成仮設住宅 | ○女川町地域医療センター |
| 4/5 | 金 被災地視察 | ○山元町・南相馬市・浪江町 | ○山元町役場・南相馬市役所 | ○長寿荘 | |
| 4/8 | 月 第3回5市町医療担当者会議 | ○石巻市 | ○石巻市役所 | | |
| 4/9 | 火 いわき市の被災状況の把握等 | ○いわき市 | | | |
| 4/12 | 金 福島心のケアセンター打合せ及び福島県庁担当者打合せ | ○福島市 | | | ○福島県精神保健福祉センター |
| 4/16 | 火 被災地視察 | ○山元町・南相馬市・飯館村 | ○南相馬市 | ○長寿荘・梅の香・いいたてホーム | |
| 4/22 | 月 若手心のケアセンター主任会議 | ○盛岡市 | | | ○岩手医科大学 |
| 4/25 | 木 第12回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 4/26 | 金 若手復興関係省庁連絡会議 | ○盛岡市 | | | |
| 4/28～5/2 | 原子力災害政府現地対策本部(OFO)医療班派遣 | ○福島市 | | | |
| 4/30 | 火 双葉町役場等視察 | ○埼玉県加須市 | ○双葉町役場 | | |
| 5/9 | 木 被災地視察 | ○南三陸町・気仙沼市 | | | |
| 5/13 | 月 いわき地域保健事業担当者会議 | ○いわき市 | | | |
| 5/14 | 火 被災状況の把握活動等 | ○会津若松市 | ○大熊町役場 | ○社会福祉法人おおくま福寿会 | ○ふくしま心のケアセンター |
| 5/16 | 木 ふくしま心のケアセンター打ち合わせ | ○福島市 | ○福島県 | | ○福島県精神保健福祉センター |
| 5/17 | 金 みやぎ心のケアセンター打ち合わせ | ○仙台市 | | | ○宮城こころのケアセンター |
| 5/20 | 月 若手心のケアセンター打ち合わせ | ○盛岡市 | | | ○岩手県こころのケアセンター・岩手県福祉総合相談センター |
| 5/20～21 | 石巻障害者歯科に関する懇話会 | ○石巻市 | | | |
| 5/27 | 月 若手心のケアセンター主任会議 | ○盛岡市 | | | ○岩手県こころのケアセンター・岩手県福祉総合相談センター |
| 5/30 | 木 第13回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 6/12 | 水 避難指示区域等の化学物質保管事業所周辺状況調査及び被災地福祉施設等状況視察 | ○いわき市、広野町、富岡町 | | ○育成会・はなぶさ苑 | ○高野病院・富士フィルムファインケミカルズ(株)広野工場等 |
| 6/14 | 金 災害救助担当者会議 | ○東京都 | | | |
| | 福島心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | | | ○福島県心のケアセンター |
| | 第4回福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議 | ○福島市 | | | |
| 6/19 | 金 被災地視察 | ○仙台市・名取市 | ○扇町1、4丁目公園仮設住宅、卸町公園仮設住宅 | | |
| 6/21 | 金 被災地視察 | ○仙台市、名取市 | ○北六番町復興公営住宅、美田園第3仮設住宅 | | |
| 6/24 | 月 若手心のケアセンター及びサポート拠点等状況把握 | | ○宮古市グリーンピア三陸宮古応急仮設住宅 | ○若手心のケアセンター、若手こどもケアセンター | ○山本歯科診療所 |
| 6/26 | 水 第14回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 6/27 | 木 若手心のケアセンター及びサポート拠点等状況把握 | ○釜石市・大船渡市 | | ○平田地区サポートセンター、(社)成仁会 | ○釜石地域心のケアセンター、大船渡地域心のケアセンター |
| 6/28 | 金 被災地視察 | ○仙台市・名取市 | ○扇町1丁目公園応急仮設住宅、あすと長町仮設住宅 | | |
| 7/8 | 月 心のケアセンター及び介護サポート拠点状況把握 | ○白河市、泉崎村、須賀川市、大玉村 | ○大玉村応急仮設住宅、社会福祉法人こころん | | ○福島こころのケアセンター-県南方部センター |
| 7/10 | 水 心のケアセンター及び介護サポート拠点状況把握 | ○会津若松市・喜多方市 | ○松長近隣公園応急仮設住宅、東部公園応急仮設住宅 | | ○福島心のケアセンター-会津方部センター |
| 7/12 | 金 福島県こころのケアセンター月例会議 | ○福島市 | | | ○そうそう絆サロン |
| 7/19 | 金 田村厚生労働大臣視察事前視察及び打ち合わせ | ○仙台市、名取市 | | | ○福島県心のケアセンター |
| 7/23 | 火 田村厚生労働大臣視察事前視察及び打ち合わせ | ○仙台市、名取市 | | | ○東北大学病院、宮城県子ども総合センター |
| 7/25 | 木 福祉関係従事者人材確保事務打ち合わせ | ○広野町 | ○花ぶさ苑 | | |
| 7/26 | 金 宮城県内被災社会福祉法人関係者意見交換会 | ○登米市 | | | |
| 7/26 | 金 田村厚生労働大臣視察事前下見及び打ち合わせ | ○仙台市、名取市 | | | ○東北大学病院、宮城県子ども総合センター |
| 7/29 | 月 宮城県内被災社会福祉法人関係者意見交換会 | ○登米市 | | | |
| 7/30 | 火 沿岸部5市町との障害福祉サービスに関する意見交換会 | ○石巻市 | ○石巻市役所 | | |
| 7/30 | 火 田村厚生労働大臣視察随行 | ○仙台市、名取市 | | | ○東北大学病院、宮城県子ども総合センター |
| 7/30 | 火 第15回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 7/31 | 水 厚生労働省障害福祉部自立支援室長被災地視察同行 | ○気仙沼市、南三陸町、陸前高田市 | | | |

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要

資料(2)

| 日付 | 主な事項 | 訪問地域 | 訪問先内訳 | | |
|----------|--|------------------------|--------------------------------------|---|--|
| | | | 自治体等 | 避難所・仮設住宅・社会福祉施設等 | 保健所・医療機関等 |
| 8/2 | 月 石巻包括ケアセンター開所式出席及び 女川原発視察 | ○石巻市、女川町 | | ○仮設開成第3団地集会所、女川原子力発電所 | |
| 8/5 | 月 東日本大震災の復興状況把握に係る市町 村担当者会議 | ○福島市 | ○福島県庁、県北保健福祉事務所 | | |
| 8/6 | 火 東日本大震災の復興状況把握に係る市町 村担当者会議 | ○南相馬市 | ○相双保健福祉事務所 | | |
| 8/9 | 金 東日本大震災の復興状況把握に係る市町 村担当者会議(老健局同行)及び被災地視察 | ○郡山市 | ○福島県(県中合同庁舎) | | |
| 8/13 | 火 被災地視察 | ○大船渡市 | | ○末崎平林仮設住宅、末崎山岸仮設住宅、末崎太田 仮設住宅 | ○滝田医院仮設診療所、高田病院仮設 診療所 |
| 8/18~20 | 原子力災害政府現地対策本部(OFC)医療班派遣 | ○福島市 | | | |
| 8/22 | 木 とかしき政務官視察同行 | ○南相馬市 | ○南相馬市役所、相双保健福祉事務所 | | ○小野田病院、南相馬市立総合病院 |
| 8/23 | 金 シンポジウム出席依頼及び被災地視察 | ○石巻市、女川町 | | ○女川運動場応急仮設住宅 | ○石巻市開成団地仮設診療所 |
| 8/27 | 火 第16回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 8/28 | 水 秋葉副大臣視察事前視察 | ○遠田郡涌谷町 | | | ○涌谷町町民医療福祉センター |
| 9/2 | 月 秋葉副大臣視察随員 | ○遠田郡涌谷町 | | | ○涌谷町町民医療福祉センター |
| 9/5 | 木 シンポジウム出席依頼及び被災地医療に 関する意見交換 | ○大槌町 | | | ○岩手県立大槌病院 |
| 9/9 | 月 ふくしま心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | ○福島県精神保健センター | | |
| 9/19 | 木 岡田社会・援護局長視察事前打ち合わせ | ○名取市、亶理町、山元町 | | ○うらやす、亶理町東郷地区仮設住宅 | |
| 9/20 | 金 岡田社会・援護局長視察同行 | ○名取市、相馬市、南相馬市 飯館村 | | ○うらやす、福寿園、長寿荘、いいいてホーム サポートセンター希望 | ○心のケアセンターなごみ |
| 9/25 | 火 第17回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 9/30 | 月 岩手県こころのケアセンター主任会議 | ○盛岡市 | | | ○岩手県こころのケアセンター |
| 10/7~8 | 火 障害保健福祉部長視察同行 | ○福島市、相馬市、南相馬市 | ○相双保健福祉事務所 | ○ほっと悠Ms、サポートセンターあづまっぺ | ○相馬広域心のケアセンターなごみ、 雲雀丘病院、福島心のケアセンター、 |
| 10/18 | 金 ふくしま心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | ○福島県精神保健福祉センター | | |
| 10/25 | 金 被災状況の把握及び意見交換 | ○洋野町 | ○洋野町役場 | | |
| 10/28 | 月 岩手県こころのケアセンター主任会議 | ○盛岡市 | | | ○岩手医科大学 |
| 10/29 | 火 第18回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 10/31 | 木 公立相馬総合病院安全祈願祭・起工式 出席及び被災高齢者共同住宅視察 | ○相馬市、新地町 | | ○新地町被災高齢者共同住宅 | ○公立相馬総合病院 |
| 11/8 | 金 ふくしま心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | ○福島県精神保健センター | | |
| 11/13 | 水 白河心のケアセンター・ハローワークと打ち 合わせ | ○白河市 | | | ○白河心のケアセンター |
| 11/16 | 土 心の絆プロジェクト市民健康フェア | ○気仙沼市 | | | |
| 11/19 | 火 福島県相双地域等福祉人材確保対策実務 者会議 | ○福島市 | | | |
| 11/22 | 金 相双地域等医療・福祉復興支援センターに おける事務打ち合わせ | ○南相馬市 | ○相双保健福祉事務所 | | |
| 11/24 | 日 日本介護経営学会主催シンポジウム | ○石巻市 | | | |
| 11/26 | 火 第19回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 11/27 | 水 震災心のケア交流会みやぎin石巻 | ○石巻市 | | | |
| 11/29~30 | 災害対策 | ○女川町、石巻市、南三陸町、気仙沼市 | | | ○女川地区仮設歯科診療所、石巻市雄 勝診療所、南三陸町歌津仮設歯科診療 所、南三陸町志津川仮設歯科診療所、 気仙沼市大谷仮設歯科診療所 |
| 12/5~6 | 木 被災地等視察 | ○広野町、いわき市 | | ○いわき学園 | ○高野病院 |
| 12/12 | 木 いわき方部事例検討会 | ○いわき市 | | | ○ふくしま心のケアセンターいわき方部センター |
| 12/13 | 金 ふくしま心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | ○福島県精神保健センター | | |
| 12/14 | 土 災害対策 | ○石巻市 | | ○児童デイサービスセンターみらい | ○石巻市保健相談センター |
| 12/19 | 木 平成25年度市町村社会福祉協議会生活相 談員テーマ別研修会 | ○郡山市 | | | |
| 12/25 | 水 第20回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | | | |
| 1/14 | 火 被災地状況視察及び意見交換 | ○南三陸町、登米市 | | ○南方仮設住宅 | |
| 1/17 | 金 福島心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | | | ○ふくしま心のケアセンター |
| 1/28 | 火 第21回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 1/30~31 | 木 被災地等視察 | ○いわき市、川内村、二本松市、 福島市 | ○福島県相双保健福祉事務所いわき出張所 ○福島県檜葉町いわき出張所 | ○社会福祉法人福島県福祉事業協会 ○川内村保健・福祉・医療施設「ゆふね」 | ○浪江町国民健康保険仮設津島診療所 ○社会保険二本松病院 ○福島県立医科大学 |
| 2/3 | 月 薬物教育事業についての打ち合わせ | ○福島市 | ○福島県庁 | | |
| 2/7 | 金 いわて心の健康サポートセミナー | ○宮古市 | | | |
| 2/8 | 土 被災地等視察 | ○仙台市、名取市 | | ○うらやす、あすと長町仮設住宅 | |

東日本大震災に係る厚生労働省現地対策本部の災害対策活動の概要 資料(2)

| 日付 | 主な事項 | 訪問地域 | 訪問先内訳 | | |
|------|------------------------------------|--------------|--------------|---------------------------|---------------------------|
| | | | 自治体等 | 避難所・仮設住宅・社会福祉施設等 | 保健所・医療機関等 |
| 2/12 | 水 福島県立医科大学医学部 災害こころの医学講座設立記念シンポジウム | ○福島市 | | | |
| 2/14 | 金 ふくしま心のケアセンター月例会議 | ○福島市 | ○福島県精神保健センター | | |
| 2/21 | 金 被災地等視察 | ○仙台市宮城野区、石巻市 | | ○(株)ジェー・シー・アイ、つどいの家、石巻祥心会 | ○石巻市・女川町障がい者総合サポートセンターくるみ |
| 2/24 | 月 岩手県心のケアセンター主任会議 | ○盛岡市 | | | ○岩手医科大学 |
| 2/26 | 水 第22回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |
| 3/3 | 月 ふくしま心のケアセンター事例検討会 | ○福島市 | ○福島県精神保健センター | | |
| 3/11 | 火 東日本大震災追悼式 | ○岩沼市 | ○岩沼市 | | |
| 3/14 | 金 ふくしま心のケアセンター月例会議出席 | ○福島市 | | | |
| 3/18 | 火 平成25年度石巻市障がい児(者)歯科に関する検討会出席 | ○石巻市 | | | |
| 3/28 | 金 第23回宮城復興局員連絡会合 | ○仙台市 | ○宮城復興局 | | |